

令 和 4 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 4 回 定 例 会 1 2 月 8 日 開 会
 1 2 月 9 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 4 年 12 月 8 日（木曜日）

第 4 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和4年 第4回大蔵村議会定例会会議録第1号

令和4年12月8日（木曜日）

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	3番	佐藤雅之君
4番	矢口智君	5番	加藤忠己君
6番	海藤邦夫君	7番	佐藤勝君
8番	早坂民奈君	9番	長南正一君
10番	鈴木君徳君		

欠席議員（1名）

2番 八鍬信一君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後享君
務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷英真君

議事日程 第1号

令和4年12月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

・中央要望報告

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案される諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、年末の御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

皆様には十分な御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は9人です。八鍬信一議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番矢口 智議員、6番海藤議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日12月8日から12月9日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日12月8日から12月9日までの2日間と決定いたしました。

ここで、12月定例会を始めるに当たり村長から挨拶がありますのでお願ひします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

令和4年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました議員の皆様方、そして議会の傍聴にお越しいただきました皆様方、大変御苦労さまでございます。

師走とともに初雪を観測し、本格的な降雪の季節を迎えました。私ども豪雪地帯に育ち雪に慣れているとはいうものの、降雪が少なく穏やかな冬となることを願ってやまないところでございます。

さて、今年10月には、東北中央自動車道で首都圏と最上地域がつながったことと併せ、全国的な旅行支援が開始されたことから、肘折温泉においては、各地から観光客が訪れ、にぎわいを取り戻しつつあるとの報告を受けております。

また、農業においても、低迷していた米価が、僅かですが上昇するなど明るい兆しも見えてきたところでしたが、国際情勢を反映し、生産資材や燃料等の高騰が続き、コロナ禍により疲弊した地域経済の回復に水を差す結果となっております。

また、皆様方既に御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な行動の制限は全て解除されておりますが、山形県においては、オミクロン株の変異等により、11月30日に感染の第8波に入ったとの見解が示され、感染拡大防止のさらなる徹底が求められたところでございました。

こうした中、私自身、家庭内において感染し、皆様方には大変な御迷惑をおかけする事態となってしまい、誠に申し訳ございませんでした。家庭内においても感染予防の徹底を心がけていたところでございますが、改めてコロナウイルスの感染力の強さを認識することになりました。

さて、今議会には、コロナ禍や生産資材、燃料の高騰などにより、混迷する生活の支援策を盛り込んだ専決予算の承認や条例の設定など、18議案を御提案させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、国の総合経済対策の裏づけとなる2022年度第2次補正予算が今月2日に成立をいたしました。国では、コロナ禍を乗り越え、日本経済を再生するためのスタートと位置づけており、村としても、総合経済対策に盛り込まれた支援策が各個人や事業者に速やかにお届けできるよう、その対応に意を配してまいる覚悟でございます。

師走を迎える気ぜわしい時期かと思います。また、新型コロナウイルス感染症についても注視

していく必要があると考えております。今後とも気を緩めることなく、議員皆様方に御相談を申し上げながら、コロナウイルス感染拡大防止策とともに、村の経済対策にも真摯に対応してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。今日、明日とともに、よろしくお願いを申し上げます。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君）　日程第3、諸報告に入ります。

中央要望の報告書が提出されておりますので、ここで副議長より報告をお願いいたします。

6番海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　傍聴どうも御苦労さまでございます。

私から、中央要望の報告をします。

中央要望報告書。

令和4年11月27日から28日、9名の議員で中央要望のため、上京いたしました。今回も4月に引き続き、特に本村に関係のある加藤鮎子衆議院議員、舟山康江参議院議員、芳賀道也参議院議員の3名へ訪問いたしました。要望は9項目でしたが、各国会議員の面会時間が30分だったことから、本村にとって特に重要な、下記の項目について要望してまいりました。

記

1. 主要地方道戸沢大蔵線の整備促進について
2. 一級河川銅山川の河川・砂防施設の整備について
3. 農業農村整備事業の促進について
4. 中山間地域の持続可能な農業への支援について

1については、最近のカーナビゲーションの進化により、冬期間で通行止めでも本道路へ導こうとしていることから、今後の整備促進を願いたいこと。

2については、過去に景観を損ねるということで、住民の反対があったが、令和2年7月の豪雨災害を経験して、景観よりも命を守ること、また方法も、以前と同じ、開口堰のバイパス方式ではなく、トンネル化することによって、景観も保護することができる旨、説明し理解をいただきました。

3については、基盤整備事業について、半年間、積雪により工事ができないことから、工事の進み具合を早めるため、複数の業者により集中して工事を行っていただきたいこと。

4については、中山間地域の農業を守ることによって、生産と国土の保全につながることを

訴え、説明してきました。国会議員の方からは、「山間地に仕事があつても担い手が来るだろうか」、「中山間地域農業政策を推進できるための根拠が欲しい」との発言がありましたが、本村においては、中山間地域の農業を守ることで平地の稻作を守ることにもつながることから、今後とも粘り強く要望を重ねていきたいと思います。

今回は、以上のとおりの結果となりました。これからも事業実施に向けて尽力していく覚悟でございます。これをもって中央要望の結果報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承お願ひいたします。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今日から12月の定例会ということで、今日は7名の方の一般質問あります。長時間になると 思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

令和4年、今年も終わろうとしています、今月で。と同時に、私たちの議員としての任期も、もう残り少なくなりました。今まで何回もいろいろな面で質問してまいりましたけれども、今回も、今後の大蔵村に対しては大変重要なことと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、農業集落調査廃止論について、村長はどのように考えているのかということで質問します。

農水省では、今まで継続的に実施してきた農業集落調査を、2025年度からの調査を廃止する方針を提起しています。その大きな理由として、各市町村で策定した個人情報保護条例により、調査に応じた住民の情報が自治体から得られにくくなつたこと、また調査を行うための人員不足、また農協などへその調査を働きかけた結果、調査は完遂したとしています。

しかしながら、この調査は、今後の中山間地域の農業や集落維持のためには非常に重要な中

山間直接支払いや、ますます厳しくなっている集落の現状把握、また情報により防災や災害などからの早期復興等に関する基礎的なデータになっており、調査の継続は絶対に必要であると私は思います。

この調査に対して、ある有権者の方々は、調査方法を改善しても継続はすべきであるという意見ですが、農水省では、現行のものでは調査の継続は難しいとの方針である。既に各方面から調査の継続や改善を求めた署名活動や要望書などが提出されていますが、このことについて村長はどう考えているのか、伺いたいと思います。

次に、農水省が、質問です、これは、提起ではなく質問している、転作田に対する件ですが、現行では、畦畔があり、いつでも水稻の作付ができる、いわゆる自己保全管理や、転作作物栽培用田、転作作物を栽培している田ですね、これに対しても、過去5年間に水稻の作付、もしくは水張りのない水田には、水田活用直接交付金は交付しないと言っていますが、これは水田として認めないとということになるのでしょうか。

また、今後、営農が難しいとか、再利用は無理と認められる土地は、県全体で約2,500ヘクタールとなっています。さらに言えば、一番の問題は、今まで共同で行っていた水路や農道の管理が、離農者や移転者が多くなり、その管理ができなくなっていました。既にその機能を失っている現状を、これを把握しているのでしょうか。

また、一方では、水田の畠地化を推進していますが、作付品目や集荷体制、販売ルート等は、生産者や農協に丸投げということになります。この場合、転作作物として栽培している山菜や果樹、ニラやアスパラガスなどの永年作物、さらに施設園芸作物、大蔵村で言えば、ほとんどトマトですが、を扱っている水田は、取扱いはどのようになるのでしょうか。

以上の2点について、村長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「農業集落調査廃止論」をどう思う、という佐藤議員の質問にお答えをいたします。

農業集落調査は、いわゆる聞き慣れない調査でありますけれども、農林業センサスの一部で統計法に基づく国の基幹統計の1つで「農林業構造統計」を作成するための調査とされております。昭和30年に始まり35年から全数調査が行われ、5年ごとに農水省が直接全国15万集落のうち市街化区域を除く14万集落を対象に実施をされてきました。調査の内容は、寄り合いの開催回数や内容、農業用施設の管理、自然環境の保全状況等となっております。こうした調査を

農水省では、個人情報保護条例により調査対象者である農業集落事情の精通者を把握することが困難になったことを理由に廃止の方針を提起しております。

こうした状況をどう考えるかという質問ですが、この調査が、今日の国の農業農村政策の重要な根拠となり、実施されてきた政策の評価に利用されているものであれば、また調査開始後70年にわたり積み上げてきた日本の農業農村地域の変遷の基礎資料である統計が途絶えることは、歴史上大きな損失になりかねないものと危惧をしております。私としては、こうした基礎調査が廃止されることにより、特に中山間地域の現状が直接国に届くルートが遮断されることは最も懸念されますので、今後、県や他市町村と連携しながら対応してまいりたいというふうに考えております。実際に、こういったことについて県町村会では、いろんなことを条件に挙げながら要望活動としての中で活動しておりますし、また要望書としてもきっちりまとめた形で提出をしております。

次に、「水田活用直接支払交付金」ですが、昨年末に、令和4年から令和8年までの5年間に一度も水稻の作付が行われない農地は、令和9年度以降の交付金の対象としない方針が農水省より示されました。この内容については、今年2月に各地区で開催をしました農政座談会でも詳しく説明をしてきたところであります。

議員が御意見の「水田としては認めない」ということではないと考えますが、水田活用直接支払交付金事業上、交付対象水田から除くとしているもので、今まで水田に野菜や山菜、ソバ等を作付し、当該交付金を受けてきた農家にとっては受け入れ難いもので、村としても機会があるごとに国や県に対し、今回の見直しによる影響の大きさについて訴えてまいりました。

全国の農業関係者からも強い批判の声が上がっており、農水省は「交付対象水田」の条件について、現場の課題・影響等を踏まえた上で具体化するとしておりますが、国が推奨する水稻と畑作物のブロックローテーションは中山間地域では難しい状況であり、本村の場合、耕作放棄地が増え離農に拍車がかかることになるというふうに考えており、今後も国や県等への積極的な働きかけを続けてまいります。この件に関しても先ほどと同じように、県町村会として国に対して、農水省に対して、意見書・要望書を提出しております。

水田活用直接支払交付金事業のみならず、長期化する新型コロナウイルス感染症にはいまだ翻弄され続け、その影響は市場価格の低迷や流通の激変、燃油価格の高騰、加えてロシアのウクライナ侵攻による肥料や飼料、農業資材の高騰等、農業を取り巻く情勢はかつてないほどに厳しいものであることを踏まえ、農業者の営農意欲が減退することのないよう必要な支援をしてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、答弁といたし

ます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 答弁ありがとうございました。

それで、これ、私と村長では立場も考えも違うと思いますけれども、答弁も質問も食い違うかと思います。でも、それを議論するのが議員の任務だと思いますので、あえて申し上げます。問題の整理のために質問を2つに分けて質問したいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、1点目、農業集落調査廃止論についてですが、この調査は5年に1回行われていると認識しております。先ほども申し上げましたけれども、この調査の廃止論の理由に、個人情報保護条例により各自治体からの情報が得られなくなったり、また調査をする人員不足が挙げられています。大蔵村での調査の実態はどうなっているのでしょうか。

特に中山間地域の農業や集落の維持、さらには滅亡の危機などが大きな社会問題になっている現在、国も村も危機感を持って当たるべきであり、何もかも条例のせいにするのはおかしいと思います。また、人員不足にしても重要な問題であると、当局の認識であればできることはありません。

その1つの例として、あまり言いたくありませんけれども、少し前ですけれども、全国の皆さん方が知っています、たった1人の葬儀のために何十億、何十万人と人が集められるのです。絶対やらなきやならないことであれば、これはできるわけです。やる気がなければ全然できません。実際やったのですから、できるんですよ。あまり本当は言いたくないのですけれども。

それで、この提起、質問は、本当に優秀な人材の人たちが、夏は風邪を引くぐらい涼しく、冬は汗をかくぐらい恵まれた環境の中で十分に検討した結果であり、間違っていると思いませんが、一方では、夏は何回も着替えをするくらいに暑い中、長時間、冬は極寒の中、かつぱを着て鼻水を流しながら働き、家庭や地域を守っていることは、調査の中に入っているのでしょうか。

また、この調査は、5年に一度の調査であるということありますけれども、現在の農村における5年間は予測できないぐらいの速さで崩落に向かって進んでいます。再度申し上げますが、この調査は農業集落の実態の把握や農地の保全、防災などを考えたとき、調査の継続は絶対に必要であると私は思いますけれども、村長の考えを伺いたい。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 再質問として佐藤議員からは、この調査が大蔵村にとって、あるいは全国の農家集落にとって、絶対必要なものであるというふうなことからいろんなことをおっしゃ

っていただきました。その中で私が答えるべきでないものがたくさんございます。大蔵村に関わり、そのことについてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

1つ、その廃止の理由についてはいろんな国の事情でというふうなことで、それを翻って大蔵村に当てはめてみるというふうなことが必要かと思います。ただ、こういったものは我々市町村の意向に乗って決められてきたことが下に下りてきたものではなくて、そのことが下りてきたので、我々が首長会として、あるいは町村会として、あるいは議長会として、議員会として、そういういろんな不平不満あるいは是正について、国について行動を起こしているというのが今の現状だろうというふうに思います。

大蔵村の場合、それが必要だというふうなこと、そのことについて村の現状はどうなっているんだというふうなことについて、今佐藤議員から御指摘があった、御質問があったというふうにお伺いしております。細部に入りますので、このことを直接担当している産業振興課の課長からお答えさせますけれども、大蔵村としては今までいろんな農業の形態がございました。ですけれども、大蔵村は特に中山間地農業、農家が多いというふうなことから、いろんなことを国に提言し、そしてそれが具現化されているものもございます。

1つは棚田のことです。いわゆる棚田支援、そういったことについては大蔵村の意見がかなり入っている状況でございます。そういったことで、新たに棚田加算というふうな形も設けられております。これは農家の判断によって支援をしていただく、あるいはそれを要らないというふうな判断をすることが決められており、それは農家自身の問題だというふうに考えてございます。

ですけれども、この調査がいろんな、私が先ほど申し上げましたとおり、中山間地農業にとってはその現状を伝える唯一のすべてであったというふうに理解してございます。そういったことから、どうしてもやっていただきたいというようなことは強く、国に対して、県に対して申し上げておりますので、次の質問も併せてそういうふうな行動をしているのだというようなことを御理解いただきたいというふうに思います。

それでは、具体的なことについては担当課長のほうから答えさせて、越後課長、よろしくお願いします。議長、配慮のほうをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず、確認をしておきたいのですけれども、この調査に関しては、当産業振興課を通して調査をやっているものではありません。直接、農水省が地元の状況の分かる方に直接調査をして、大蔵村を通じて、もしくは県を通じてその調査をやっているも

のではないということを、まず確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、個人情報に関わる件ですが、農水省からこの調査をするに当たって、その集落の誰に聞いたらいいかという問題があります。そこに個人情報の保護条例に関わる部分が出てくると思うのですが、総務課の統計調査の担当のほうにその問合せが5年に1回あります。その中で、村では多分農事代表さんあたりを推薦をしているのだと思います。紹介をしているのだと思います。それで、村ではその個人情報をもとに情報拒否はしていません。農事代表さんを紹介しているかと思います。その中で、直接、農水省がその地区の農事代表さんにお聞きしてこの調査を今までやってきたという経緯であると思います。

それから、現状ということですが、議員おっしゃるとおり、村では議員と同じように、その中山間地の今の状況は全て把握しているつもりであります。この調査にかかわらず、その状況は先ほど村長答弁にもありましたように、直接国にも申し上げておりますし、県のほうを通してその状況は通っているのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 先ほど村長答弁で、これは国から言われるというか、下がってきたものであるから、村から言うことではなく、上から来たやつ処理するという感じの答弁、間違いないというふうに、そう受け取りましたけれども、仮にそうだとすれば、今現状は、言葉は悪いのだけれども、親方日の丸、村はその子分、下請会社みたいな感じなので、肃々と上のほうで、国で決めたやつを、ただすっと下がってきて、県、総合支庁に来て、大蔵村に来て、それで村でやると。それでは、村の意向というか、意見というか、考え、全然反映しないことに計算上はなります。実際は、さっき村長が言ったとおり、いろんなことをやっていますけれども、だからその構図というか、それ、いつまでもその親方日の丸、我々は子分という、もしその構図が、守ろうとしているのであれば、本当に村として村民を守ることができるか疑問に思います。

それで、それはそれとしてですけれども、これは本当に私は、無謀な考えでありますけれども、こういう問題をやはり上から来たやつ、肃々とこなすのではなくて、下から、一番当事者、苦労しているのが一番、中山間地とか、大蔵村というのは苦労しているのですから、その意見をずっと上まで持っていくのが本当ではないかなと。だから、上から来たものを守ればいいという考えは、これは駄目だと思います。

それで、それに従ってやれば、何ていうかな、今、大蔵村では日本で最も美しい村連合でい

いろいろ事業をやっています。そういうことを自ら先頭に立って最上郡内、山形県内の先頭に立って、県なり国へ要望するぐらいの気持ちが、美しい村連合に参加している本当の意味じやないかと思いますけれども、ちょっと無謀な話ですけれども、もしあれだったらお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の佐藤議員の質問に対して、反発といいましょうかね、否定をするわけではないのですけれども、そういうふうな意味合いで申し上げたものではありません。誤解が生じているのであれば、改めて言い直しをしますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私は、先ほどの件については越後課長がお話ししたとおり、村が直接関わっているものでないものですから、手だてがなかったわけです。来るということですね。佐藤議員もこの情報については、恐らく過日、先般ですけれども、日本農業新聞でその記事が出ました。それを参考にしてこういうふうな形で、あるいは常日頃、中山間地で農業を営まれて不自然に思う、あるいはちょっとこれはどうかなというふうに疑問に思うところ、それとまさしく一致したのではないかなどというふうに思います。そういったことで今回の質問になったのかというふうに私は理解するところです。

そういうことから、佐藤議員おっしゃったとおり、日本で最も美しい村連合にも入っていますし、棚田の協議会にも入ってございます。役職上ですけれども、そういったことで全国の会長もさせていただいております。そういうことから私は、大蔵村の棚田、山形県の大蔵村の棚田は、よその地域の棚田と違うというふうな意識づけをしながら、今までいろんな御意見も申し上げてきましたし、それについて御配慮もいただき、先ほど申し上げたとおり、大蔵村の意見が通って、実際にそれを施策として反映もしていただいております。

そういうことで、まさしく議員が言われたことを私はやってきたというふうに自負をしています。ただ、全てがパーフェクトではありません。それについては、国から来たものについては全てイエスではなくて、しっかりと意見を申し上げるものは申し上げながら、それに対する活動も行っておりますし、大蔵村の農業という将来を見据えて、考えて行動していることは間違いないことがあります。そういったことで、議員が心配、案じていることはないというふうに私はこの場で断言をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、実際に農業政策を行う上で、国から来る、いわゆるいろんな政策の中で、そのいいところをやはり大蔵村の中に生かしていくかなければならない。マイナス面のところはそのことを行わないで、できれば村単費でもってもそれを保障する、あるいは政策の中で予算づけをしな

がら支援をしていくというふうな形にもしておりますし、そういうふうなことで議員の言われていることは実行しているというふうに私は考えているところであります。

もし今後、いろんな形の中で不備な点、もし不備でもなくとも、もう少しこういうところは頑張ってほしいというところを議員の皆様方からこういった一般質問なり、いろんな場で御指導あるいは御意見、御提言をいただきながら、今までやってきたつもりでございます。その姿勢は今後も変わらずやっていくつもりでございます。そういうことですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 私は、村長が何もやっていないとか、村で何もやっていないとは言っていませんので、それは認めます、やっていることは。ただ、この今変わる農村の現状をさらに深く煮詰めて、自ら提案するようなことを行っていただきたいと、そういうことをお願いしているわけです。

次に、2点目の転作田の水田活用交付金について再度質問します。転作作物で主なものとして、大蔵村では山菜やトマト、タラノメなど、最上町や鮭川村ではアスパラガス、舟形町や真室川ではネギ、金山町ではニラがあります。これらの永年作物は植えつけてから3年目ぐらいからやっと収入ができるようになり、農家にとって大きな収入源となっております。米より多分余計になっていると思います。

しかし、国で言うように、この転作地に水を張った場合、どうなるのでしょうか。特に大蔵村で一番力を入れて推薦している、実績もあります、ハウスで栽培しているトマトですけれども、それを水田の、その作っている水田があるわけですよ、ハウス施設。その水田の取扱いはどうなるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の首長会でも、そのことのやはり8市町村の、最上地区の首長が集まって、直接、農水省の政務官や、あるいは局長、こういったこの案を、施策を実行しようとした、あるいは実行している方々との話し合いに臨みました。国としては、水田として認めないというものではないというのです。いわゆる補助金をあげる対象としないというふうなことにしているんですね。要は、その水田の付加価値といいましょうか、収入を上げる、それがお米よりも高いものであれば、補助金をあげる必要はないでしょうというふうな考え方なんですね。

今、佐藤議員自らもおっしゃいました。恐らくお米を作っているよりは、水稻を作るよりは

金額、収入が多くなるというふうなことなものですから、そこにさらに補助金をあげる必要がないだろうというふうな、いわゆる机上の計算でありますけれども、そういうふうな見解がありました。

ただ、私ども、その中にも書いていますけれども、ブロックローテーションというようなことで、各品目、作物を5年ごとに変えるようなシステムをつくったらどうだというふうなお話もございました。ということは、佐藤議員御存じのとおり、作物というのは連作障害が出てくる。ですから、5年ごとに変えることによって収量が上がるというふうなことなんですね。ところが、先ほどおっしゃったとおり、アスパラ、そういった永年作物についてはちょうど5年目あたりが一番収量が上がるときなものですから、そのことはなかなか的を射ていないというようなことを反発を、私どもはしたところでした。

そういうことで、まず補助金は対象にしない、ですけれども田んぼとしては認めるというふうなことありました。ですから、国と私ども、実際経営をしている農家の考え方の相違というふうなことが大変話題になったようあります。今後、日本全国の農家からそういうふうなことが、いろいろな観点で課題として問題として上がってございます。

特に私どもが申し上げたのは、いわゆる西の地方、いわゆる雪の降らない地方の農業経営と、いわゆる2メーター以上も雪の積もる、半年間が冬を迎える、雪のある生活をやらなくてはいけない、そういったところの営農形態は違うというふうなこと、それも併せて、現場としての意見をしっかり交換してきたところがありました。

ですから、佐藤議員おっしゃるとおり、私どももやはりその現場に即した農業経営というものをしっかりと国に届けているつもりですけれども、今後、国としてはどういうふうな判断をしていただかなければ見守る、それまでの間にこの活動をさらに推進、前に進めていかなければ、要望会活動も含めてしていかなければならないというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 水田作っているより収入が多くなる、高収入の畑作をやればいいということですけれども、それはある一部であって、一般的にはもう何百分の1ぐらいしかできないのです。だから、1反歩作って、例えば10万になるから、じゃあ1町歩で100万になる、2町歩だと200万になる、その計算は成り立ちません。できないのです。そのために、そういう状況でありますから、我々は自己保全とか構わないで、耕作放棄地に傾斜していくのです。それを1反歩作って100万、今、トマトより1反歩で1,000万もやっている人もいるのですけれども、

じゃあそれが全体に該当するかといったら該当しない。そういうところを私は言っているわけです。だから、計算上では物が育たないというのはそこなのです。

それで、補助金、もし今の水田は、水田とは認めないのでなくて、高収入を得るために水田、稻作をしていないで収入を得るのを作ったら、結局補助金より高いから補助金は要らないのではないかという考え方、それは当然だと思いますけれども、じゃあ逆に、俺は補助金要らないから、そこでずっと継続してハウスならハウス、作っていくといった場合は、どういうペナルティーか何かあるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そこは私の見解ではないと思います。ただ、担当課長としてその辺の詳細も聞いているかと思いますので、課長から私の申し上げていない点についても、併せて答弁をさせたいと思います。議長、取り計らいをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 施設園芸、水田上の施設園芸については、そこをハウスを撤去して、5年に1回、水田を作付ける、そういうことなのでしょうけれども、別にそれに従わなくとも、ペナルティーとかはございません。

ただ、国の考え方としてなのですけれども、その水田活用、利活用に関する補助金のその総枠というのがあるわけなのです。こうした中で、現状は一番簡単な方法といいますか、飼料用米に転化しなさいというふうなことで、ここ数年、かなりの推進をしてきました。その実績も上がっています。

それで、飼料用米に関しては、1反歩当たり、これも米より最終的には多い収入が、補助金が農家には入ります。1反歩12万円ぐらいになるのかと思います、最高で。こうした場合に、水田のほう、飼料用米に関わる部分の補助金が非常に全体の補助金予算の中の占める割合が多くなってきています。こうした中で、どこかやはり見直さないと、今後やっていけない状況になる、なっているんだと思うのです。

こうした場合に、国では、施設園芸も含めて畑地化しなさいということもあります、一方で。その畑地化にも補助金が出ています。初年度は10万円ですか。畑地化するために10万円。なので、あくまでも5年に1回全部水張りをしなさい、作付しなさいと、田んぼに戻しなさいという話ではないのです。あくまでも畑地化をして、田んぼ、水稻よりも収入を上げてくださいという方向に今は進んでいるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 時間もあまりないものですから、これが最後の質問になりますけれども、今、畠地化、補助金出すから畠地化したら収入が上がるやつ、作れるんじやないかということ、それは誰でも分かることなのですけれども、例えば畠地化した場合、その分は水田とはならぬわけなのです、畠地化すれば。ならないわけでしょう。だから、そうすれば毎年来る、村から来る、水稻の作付面積とか、出荷数量の割当てなど、またそれは計算し直しするようになるのですか。

いや、実際ほら、水田でなくなるのだから、補助金の出る水田でなくなるのだから、カウントをやり直さなきゃ駄目でしょう。例えば今まで1町歩、私に来たやつは、3反歩畠地化したら、7反歩しか作れないのだから、7反歩ぐらいの割当て、作付面積の割当てとか数量とか、来ないような計算になるのではないですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺の転作、減反については、紆余曲折を経ていろいろ内容も変わつてしまひました。その見解について、越後課長から答えていただきます。よろしくお願ひします。議長、お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 今、配分の問題ですけれども、配分に関しては今までどおり、転作として配分の中に入ります。なので、そこはハウスを設置して転作、トマトを植えているから、そこは田んぼでなくなった、畠地化にして田んぼでなくなったから、田んぼの面積には入れませんよという話ではないのです。あくまでも配分に関しては、そこを除いた部分、転作田として見ます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） いろいろそうやっていただけると、我々としても助かるわけ。なぜかといつたら、今基盤整備事業を物すごくやっていて、せっかくしたやつを40%作れないという状態になることになっているのですけれども、我々に同じその割当て、来るとすれば、作れないところを、その基盤整備した人へ貸し借りしたりしてやっていれば、それ、全体にせっかく何億もかけて作った田んぼを作れるようになるわけですよ。だから、それを畠地化したおかげで割当てが少なくなったといつたら、貸し借りもあまり少なくなる。ということは、基盤整備したって、この作付も少なくなるということ、大蔵村全体で考えて言っているのです、私は。滝

ノ沢だけ考えて言っているのではないのです。

だから、そういうことで、作付、カウントになるのであれば、それは非常にいいことです。

そうすれば大蔵村のためにも、大蔵村の水稻の関係でも、かなり有効な手段になると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これは最後になる、本当に最後ですけれども、今5年間というのは本当に変わっています。農家の、私たちの部落、どこも変わっていきます、全国的に。だから、5年に調査1回、5年だから5年待て、それでは駄目なんですよ、やはり。刻々と変わるものに対応しないと、それに対応するのはなぜかといったら、さっきも言ったけれども、国から来たからやるのではなくて、こっちから言っていかなきゃ駄目。一番事情知っているのはここなのですから。こっちから言っていって積み重ねて国、国から来たから下げるんじゃなくて、こっちから積み重ねて上に行かないと駄目なのです。5年と言わず、1年でも2年でもいいですから、なるべく頑張って、言い放題言いましたけれども、質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は、11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） まず最初に、寒い中、大変大勢の皆さんのお傍聴をいただきまして、大変御苦労さまです。私からもお礼を申し上げたいと思います。

私は、村道豊牧里道線未改良区間の整備を望むということで、村長に求めます。

この路線は、豊牧から里道を通り、村道土合滝の沢線に接続する重要路線であり、この路線の全線改良について地元住民は大変強い思い入れを持っております。この実情を御拝察いただき、一番の難所であった急カーブで狭隘な箇所について大規模な改良を実施していただき、幅員・法線ともにすばらしい立派な道路になり、地元住民にとってこの上ない喜びと感謝の念でいっぱいあります。

しかしながら、この改良区間が路線の中間部分であり、入り口と出口の部分は改良前の道路

状態にあり、特に積雪の多い冬期間は見通しが悪く、通行車両の増大とも相まって、危険な状態にあります。

令和2年度に完成した道路改良効果を最大限引き出すためにも、残りの部分について積極的な取組を実施し、社会資本の享受を図っていただきたいと思います。常に快適な車の通行があるこそ、若者の定住にもつながります。さらに、棚田の振興にもつながりますし、また村営バスの循環線、スクールバスの運行上も整備が必要あります。山間地の上、豪雪地でもある当地域の交通事情を御観察いただき、早期の全線改良を望みます。

以上、この点について村長のお考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 村道豊牧里道線未改良区間の整備を望むという長南議員の質問にお答えをいたします。

議員御意見のとおり、村道里道線につきましては、平成28年度から令和3年度までの6か年をかけまして道路改良を実施してまいりました。総事業費は約1億9,400万円で、改良延長は260メートルとなります。財源措置といたしましては、社会資本整備総合交付金と辺地対策事業債を充当して実施をいたしました。

また、令和3年度の単年度事業として、電源立地地域対策交付金を活用し、終点の豊牧側約230メートルにわたり舗装補修工事を実施しております。事業費は約740万円となります。

したがいまして、村道里道線の総延長939メートルのうち、490メートルが整備され、起点側約100メートル、終点側約350メートルが未整備となっております。一部未整備区間はございますが、一番の難所でありましたS字カーブ区間が直線道路となったことや、舗装補修と同時に施工した側溝の蓋かけにより幅員が拡幅されたことによって、路線全体としては大変走りやすくなつたと評価をしているところでございます。

本事業の着手当初は、社会資本整備総合交付金も要望どおり採択され、補助金の裏財源として充当される地方債についても要望のとおり充当される状況でしたが、現在はどちらも要望どおりに交付されることが難しくなっており、限られた財源を、優先順位を考慮しながら各事業に振り分けるという状況になっております。

本路線については、議員御意見のとおり、未整備部分についても将来的には対応すべきものと私も考えます。しかし、現段階では、当地区から御要望をいただいております村道柳渕豊牧線の国道接続部分の改良工事と雪崩対策工事に優先して、限りある財源を充てるべきだと考え

ております。

つまり、あそこのところは鳩郷線ですね、あそこの交差点、いわゆる458につながるところ、あそこのところを変えるのがベターではないかなというふうに考えているところであります。

順位的な問題ですけれども、当地区からも強く要望されているというふうなことを御理解いただきたいというふうに思います。

当地域は、「棚田地域振興法」の指定地域であり、「つなぐ棚田遺産」認定地域でもあります。今後、地域における関連事業が活発化することにより、交通量にも変化が生じるものと思います。御意見をいただきました村道里道線未改良区間の整備につきましては、今後の交通量の状況を判断し、村道全体の整備計画の中で事業化について検討を行ってまいりたいと思いまますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 答弁をいただきまして、この事業の必要性は認めますが、いろんな諸般の財政的なことで、すぐに継続して取り組むのは大変難しいのかなと。その一方で、豊牧柳渕線の国道に接続する部分についても、私も一般質問をしながら、その計画性の必要性を訴えてきました。それも織り込んで考えてくださっているということで大変心強いのですけれども、この里道線の改良と、その柳渕線の改良にあまり期間がない形で、同じ地域で2つの大きな事業を実施するということもなかなか難しいというようなことだと思うのです。

しかし、考えてみると、この豊牧里道線につきましては、長年の私どもの地域の方々の悲願でもありますし、早い段階からこの改良の必要性は行政側も認識されており、平成20年には計画の俎上に上がって近々実行されるものと期待しておったところ、平成20年の頃のことです、加藤村長の選挙公約であった、村内の小中学校の統合案の計画実行が具体化され、それに伴ってスクールバスによる通学路の改良工事を先行したい旨の相談が、豊牧地区座談会の中で示されました。それは加藤村長の実際の行動の中のことですので、承知されておると思いますが、この時点で村長自らの思いを受け、豊牧地区民としては、学校統合は村の大事業であり、それに伴っての道路改良であれば、それを優先させることはやむを得ないと豊牧の地区的座談会で大方了解を得たのも事実でありますし、記憶に残っておられるのかなと思います。口約束とはいえ、村長案に同意した経緯があります。そのため、大幅にこの路線の改良工事が遅れることになりました。その後、他の四ヶ村地区の地区内において大規模な村道改良が進み、その工事の終了をもって豊牧里道線の道路改良工事に着手して現在に至っておるわけです。

このような経過を踏まえ、行政側にも協力し忍耐強く待ち望んでおる地域の思いにぜひ応え

ていただきたいと思います。また、一路線の全線完遂にもつながります。さらに、これまで進めてこられた改良工事の成果も十分に生かされることになります。残された区間の距離数も僅かであり、引き続き工事の伸長を図るべきと考えております。この実情を踏まえ、再度村長のお考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員の再質問を聞いていまして、あの当時の状況、そして私が豊牧地区にお邪魔をしまして、豊牧地区の皆様方に頭を下げながら、村の道路事情、そして学校統合に向けた構想、そしてその道路整備を熱く語ったことを思い出したところがありました。その了解を得て平林地区、大蔵村の中では一番村道の整備が遅れていたというふうに私は認識をしてございます。その路線がスクールバス通行路線として整備をされたというのは、皆様方の記憶にも新しいところだというふうに思ってございます。

そういうことで、豊牧地区の皆様方には心を1つにしていただき、そして同じ四ヶ村の中でそういうふうなことであれば致し方ないだろうというふうな判断をしていただきました。本当にあのときは大変うれしく感じたところであります。

ただ、私がそのときに約束として申し上げたことは、全線というふうなことではないというふうな思いで私はお話をした経緯がございます。その豊牧地区には、長南正一議員さんの前に長南喜美雄さんというふうな議員さんもおっしゃっておりましたけれども、全線というふうなことではなくて、まずは取りあえずあそこの大きな曲がり、今回整備をしました、あの曲がりについてしっかりとまず改善を望むというふうなことでございました。

それで、言い訳ではないのですけれども、その道路、今の豊牧線の道路、それも大事でございます。それ以上に薦郷線の場合は四ヶ村に通ずる唯一の迂回道路としての目的がございます。そういうことで今後、今、毎年のように起きております、いろんな災害を見たときに、やはり迂回路の確保ということが非常に大事なことになってきております。その中で、今までいろいろな形での薦郷道路、迂回路として利活用してまいりましたけれども、今度はさらに棚田遺産というふうな、先ほども答弁で申し上げておりますけれども、いろんな交通量が頻繁になることによって車の台数も多くなるということであれば、今度はあのところに着手するべきだろうというふうな、担当課の中で話が進んだところがありました。

このことについても地元議員団の皆様方から、それぞれにおいて、あるいは各地区の集落においても、そういうふうな要望も出てきております。そのことも私どもとしては重々承知しておったわけですけれども、議員御指摘のとおり、社会資本整備交付金がなかなか満額充当なら

ない中で、いろいろなところに分割をしながら、分けながら、その予算の確定に当たって工事を進めているところでございます。

そういうことでございますので、今回はある程度あの道路が事故なく通れるようになったというふうなことを御理解をいただきまして、そのほかにも舗装整備しておりますし、側溝整備というふうなものもこれからおいおいとやっていくというふうなことは申し上げておりますので、御理解をいただきながら次の新しい難所、あの鳶郷線の整備に向けて御協力、御支援をいただきますよう、重ねて私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っているところであります。よろしく御理解をお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　長南正一君。

○9番（長南正一君）　今答弁いただきまして、私も豊牧の集落座談会に出席しておりました。

その内容につきましては熟知しておるつもりですが、村長が申されたように、当時の話としては全線ということではなかったのかなという、私もそういう思いは少しあります。だけれども、あれだけの距離の中で一番の難所である急カーブのところが直線でつながったということで非常に交通量も、運転者の心理からしますと、あれだけのものが出口まで続いているのではないかというような錯覚すら感じるような、今出来上がった路線はすばらしいものであります、それを直線で進んでも狭い急カーブに差しかかるというような状態に今なっておりますわけです。

ですから、欲になるかもしれませんけれども、一番の改良をしていただいたその効果を出すには、やはりその先も残り少ない距離数でありますので、ぜひ改良を進めていただきたいと、そういう思いであります。

また、先ほどもお話ししましたが、夏には多少道路が狭くても急カーブでも見通せる状態なのですけれども、事実、積雪と吹雪による見通しの悪さにより重大な人身事故も過去には発生しております。当事者からしますと、思い出すのも気の毒な状態がありました。そういう道路状態が、その後も人身事故が発生後の手つかずの形で今、通行しておるわけであります。

ですから、全線の改良が即、継続してできないということであれば、この危険箇所の部分的なやはり改良を先行していただいて、とにかく危険箇所の解消というものにつなげていきたいと思っております。

本来ならば、全線改良をどこまでもやはり要望して取り組んでいただく形が望ましいのですけれども、先ほど村長の答弁にもありました、国道からの豊牧柳渕線の改良も現在検討されておるというようなことでありますので、同じ地区で重要な、重大な予算の獲得が必要な道路改

良というのは難しいということであれば、そこは地域の中でいろいろ話合いをしながら、その改良の優先順位を村のほうに要望するということも豊牧としては必要であろうと、そういう形で部落の中にも説得する形で、どちらを先行させるかについては十分検討した上で、またさらに代表者会議の要望事項の取りまとめ等もありますので、そういうのを加勢をして、その必要性を執行部のほうにお願いしていくことになるうと思います。

何回も申しますけれども、その危険箇所の解消によって、今までのその里道線の道路改良がさらに生かされるというようなことを何とか御理解をいただいて、その危険箇所の解消をひとつ先行させていただきたいと思います。その危険箇所についてもカーブが連続して2つあるわけですけれども、そこで人身事故も発生しておりますというようなことで、道路状況からしましても何かこう、逆勾配ではないのかなというような、同じ車に乗りながら常にそういうものを感じられる場所のカーブですので、そういうせっかく道路状況もよくなつて、危険が増すような状態では元も子もないと思いますので、ぜひその危険箇所の2か所につきまして担当課のほうで検討して現地を見ていただきながら、その改良について結びつけていただきたいと思います。その点について、同じ質問のようですけれども、再度村長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） また私も同じような答弁になろうかと思いますけれども、お答えをさせていただきます。

今、長南議員のほうから危険箇所というふうなことで、2か所というふうなことがございました。私ども担当課としてはそんなに危険ではないというふうに把握して、今回である程度打ち切るということ、ただし補修が必要なところ、修理が必要なところ、あるいは舗装が必要なところはこれから順次、滞りなくやっていくというふうなことで確認をしてございます。

今議員がおっしゃったように、その危険箇所2か所については多少考え方には相違があるというふうな考えも私としては思っておりますので、その辺の確認も含めて現場検証、踏査をさせていただきたいというふうに思います。

それから、確認となりますけれども、この道路、現在スクールバスが児童生徒を乗せて通学をするというふうなことはございません。回送のみ、通るとすれば回送のみということで、人が乗らない状態の中で回送する場合があるやに聞いてございます。

そういうことで、私は以前、長南議員さん、あるいは四ヶ村の皆様方に申し上げたのは、まず一番最初に児童生徒の安全を第一に考えた道路造りというふうなことを申し上げておっ

たところでした。そういうことで、村内ほぼそれが達成できたのかなと。ある程度ですけれども、全て完璧とは言いませんけれども、そういう形でさせていただいております。

それから、何回も言いますけれども、鳴郷方面というふうなことで、これからあそこの雪崩対策もやはり大変なのかなというふうに思ってございます。過去に工事中に人が亡くなったりというふうなことで、大変な場所でもございます。そういったことで、迂回路として整備をする以上、またもやというふうなことがないようにしっかりと整備をしてまいりたいということで、雪崩止めと、それから交差点に真っすぐ抜けられるような、そういうふうな安全性を重視した道路整備を心がけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

そういうことで、同じ豊牧地区の皆様方には、譲り合いということではないのですけれども、ある程度御納得をいただき、そして新しいところが安心・安全に通れる村道として、しかも四ヶ村地区の大迂回路として今後活用できるような形で御理解をいただければありがたいというふうに思ってます。何とぞそういうふうなことで御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 何回も申し上げますが、鳴郷関係のあの道路の接続部分についても大事業だと思いますし、それを考えてくださっているということであれば、多少部落の方の気持ちも全線改良からそちらを、鳴郷のほうを優先というようなこともあり得るかもしれません。そういう点につきましては地区内で十分に話合いをしながら、またさらに要望活動を進めていきたいと思っております。

また、最後になりますけれども、この里道線の危険箇所について道路状況を示す看板等をできれば設置していただければ、冬期間の通行に関しても、徐行が有効なのか、自主規制の側道的なことになるのか、有効な手段として運転手が、ドライバーがその危険を感じながら通る、注意をしながら通るというような、一目で分かる状況に設備をしていただければ、一定期間、そういう形で事故の未然防止にもつながるし、またさらに鳴郷線が改良されれば、さらに引き続き残りの部分についての要望もこれから順次お願いしていくことになろうと思いますので、その道路状況を示す危険の、安全性を感じ、いや、注意をしながら通れる道路のその状況ですから、看板設置等も含めて御検討いただければと思っておりますので、最後にその点についてひとつ御検討をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 里道線について道路状況を示す安全看板というふうなことで、自主規制

になるかもしれませんけれども、スピードやその他地形について、道路の形状について、曲がありありとかそういうふうなことを示す看板を設置してはいかがかというふうなこと、ぜひ期待したいというふうなお話がございました。このことについては、当然やっていかなければならないことであり、役場1つの部署だけでなく、担当課でいろいろ危機管理室も含めて、カーブミラー、そういういたものも必要なのか、そういうことを検討させていきたいというふうに考えてございます。

皆様方がせっかくあの道路、真っすぐにしてすばらしい道路を有効活用、そして利便性が上がるような道路使用をしていただくために、今おっしゃっていただいた附帯設備的なものも検討させてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 私はこの里道線の改良、1点につきまして質問をさせていただきました。なかなか思ったとおりの判断、回答にはちょっと足りなかつたような感じもしますが、全体の方向性として村のほうもその地域の交通事情を考えていただいて、道路改良に携わって改良を進めてくださっているということを地域にも、皆さんに話をしながら、よりよい相互協力をしながら地域の発展のために結びつく道路改良が進められるよう期待をしております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） まず、最初に通告書のちょっと訂正、お願いしたいのです。要旨の2番目の中ほどにあります、「案内柱」、「案内板」という文字がありますけれども、これは「標識柱」のほうがいいんじゃないかと指摘を受けましたので、まず「標識柱」のほうに訂正をお願いいたします。

私からは、村長に対して2つ質問をいたします。

1点目は、肘折新庄間村営路線バスについて、2つ目は、大蔵村運動公園のトイレの洋式化についてであります。

要旨としましては、1番目、平成29年4月より運行を開設した肘折新庄線、県立新庄病院前間の村営路線バスは、県立新庄病院に通院する人や高校に通学する生徒の足となっており、前年の1日の平均利用者数は57人となっています。現在、県立新庄病院は改築整備中であり、令和5年10月に移転開院の予定であります。開院時までに路線バスは新しい県立新庄病院までの

延伸が必要です。新庄市との協議等も含め、村長の意見をお聞きします。

2つ目として、最初に運動公園の入り口に設置してあります標識柱は、文字が薄くなっている部分があります。来春の公園や野球場利用時までに書き直し等が必要であります。

次に、大蔵村運動公園のトイレについての質問ですが、主な利用者は野球場使用の選手や保護者であります。現在、各家庭においても洋式トイレに変わってきています。家庭や学校において洋式トイレが普及されるにつれ、和式トイレを使ったことがない、また実際に使えない子供もいるとのことです。このような状況において、洋式トイレの設置が必要だと思いますが、今後の対応や村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 肘折から新庄間、村営路線バスについてという加藤議員の質問にお答えをいたします。

加藤議員からは、村民の交通手段として重要な村営バス「肘折温泉新庄線」について、交通弱者と言われる方々の立場から御意見をいただきました。

皆様も御存じのとおり、村営バス肘折温泉新庄線は、山交バス株式会社の運行撤退を受け、交通空白区間の解消と肘折温泉への観光客の移動手段の確保のため、平成29年4月から村営の乗合定期バスとして運行を行っております。利用者の利便性を考え、山交バスの運行時に比べ運賃を引き下げたこともあり、通学や通院等で利用する方が増え、平成30年度には年間2万8,757人、1日平均79人の乗客数となりました。その後、新型コロナ感染症の影響により乗客数は落ち込んでおりましたが、今は少しずつ乗客数が戻り始めている状況です。私もこの路線バスは、村民、その中でも特に交通弱者にとって生活に欠かすことのできない重要な交通手段であると認識しております。

さて、議員から御意見をいただきました、新しい県立病院までの村営バスでの延伸の件でございますが、現在、村営バス「肘折温泉新庄線」では、県立新庄病院が始点及び終点の停留所と指定されており、やはり通院等で利用する方が多く、利用者数が特に多い停留所となっております。県立新庄病院については、現在、新庄市金沢地区への移転工事が進められており、令和5年10月1日に開院する予定と公表しております。やはり新庄最上地域の基幹病院である県立新庄病院に村営バスの停留所を設置することは必要不可欠だと考えており、これまで同様、新病院の開院に合わせて、バス停も移設したいと考えております。

詳細については、現在、県立新庄病院やほかの乗り入れバス事業者等と打合せを進めておりますが、ルートについては、新県立新庄病院の出入口付近の国道13号に信号機が設置され、国道に安全かつスムーズに入り出するようになったことから、山屋踏切のルートは使わずに、国道13号と若葉町アンダーを通るルートで考えているところあります。

この変更については、新庄市内でのバス停留所及びルートの変更であり、公の施設の区域外設置に当たります。そのため、地方自治法の規定により、本村議会及び新庄市議会での議決が必要となります。

今後詳細を詰めた後、村議会議員の皆様方から御審議いただきたいと思いますので、その際には御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

村営バス「肘折温泉新庄線」については、村民生活、観光、経済性とのバランスを考慮しつつ、今後も皆様方から御意見等いただきながら、改善できる点は改善し、利用者が利用しやすく、安心・安全な公共交通となるよう努めてまいりますので、議員皆様方からも利用促進についてお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

次に、質問の2点目であります「大蔵村運動公園のトイレの洋式化について」お答えいたします。

まず、公園入り口の標識柱でございますが、教育委員会でも、案内看板の文字が薄くなっている部分を確認しております。今後、野球場を訪れる村外の方にも確認しやすいように、補修を行ってまいりたいと思います。

次に、運動公園のトイレでございますが、このトイレは、昭和62年の大蔵村運動公園の整備とともに設置したものであります。

その後、生活様式の変化とともに、各家庭でも洋式トイレの普及が進み、現在では、学校においても洋式トイレが普及している状況にあります。また、村の野球場の利用率が低下傾向にあるものの、利用者のほとんどがスポーツ少年団や中学校のクラブ員に変化していることなどを考えると、運動公園のトイレについても洋式トイレへの改修の検討は必要なものと思います。

担当課の教育委員会と検討してまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 村長からは、考えています、考えておりますというような想定内の答弁をいただきましたが、延伸については、交通弱者や病院に通う人にとっては必要な事業であります。この事業は、その期限が決められている事業で、やらなければならない事業だと思って

います。

このルートについてなのですけれども、やはり一番心配するのはルートだと思うのですけれども、2つのルートありますて、常葉町の、答弁にもありました山屋のほうのルートはやはり踏切がネックですので、少しは距離的には遠くなるかもしれませんけれども、若葉町のアンダーワークを通って行くルートが、私も一番賢明なルートではないかと。そのルートを選択することが一番賢明なのではないかなと私も思っています。ぜひこっちのルートを採用できるように、役場の皆さん、頑張っていただきたいと思っております。

あと、バスの利用者の件ですが、最初からは、高校生や通院する人、買物に行く人、観光に来た人等ということで聞いておりましたが、去年あたりで1日大体57~58人、運賃収入は、令和元年で897万円、令和3年では686万円に減っています。これはコロナの影響かもしれませんのが、25%等ほど減っている状況ですけれども、この状況の中で現在、燃料等高騰、人件費も高騰ということで、次回の委託料のアップが危惧されていますが、運賃の値上げや時刻表の改定など、検討の予定はあるのでしょうか。これをお聞きします。

次にですけれども、答弁にもありましたけれども、知事は令和5年10月1日、来年の10月1日に新しい病院を開院するというふうに発表しました。村ではこの延伸について、路線や運賃、時刻表などといった決まったことを、いつ頃までに村民に告知をしなければいけないと考えているのでしょうか。また、その延伸場所については、その村のバスの設置管理の条約、それに抵触する部分が出てくるのでしょうか。その辺をお聞きいたします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員からは、検討する、あるいはしている、そういうふうな予定ですといふうな、断定的な言葉ではないというふうなことをおっしゃられましたけれども、私の中では断定はしているのですけれども、まだ決まってないことをこの場で確実に申し上げるということはふさわしくないというふうな思いですので、その辺は加藤議員も御理解いただけるものというふうに思っております。よろしくお願ひを申し上げます。

バスの乗り入れルート、いろんなこと、細かいこと、たくさんございました。ただ、それは承知の上でございますので、あえて申し上げません。聞かれたことの運賃あるいは時刻等の検討ということをなされているのかというふうなことと、それから詳細、それについての質問をいただきましたので、担当課である総務課のほうからその詳細についてお答えをさせていただきます。議長、総務課長のほうに取り計らい、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） ただいま加藤議員からは、検討状況ということで、運賃及び時刻表のことでのお話をいただきました。

まず、今一番にお話ししているのは、村長から答弁にあったようにルート関係、そういったことでのお話しを優先させておりまして、運賃、それから時刻表については、そちらのほうは確定した後に、他の部分として検討していく段階で、今のところ想定されるルートが確定した後に、時刻の調整という部分に入っていく順序でありまして、そこまではいっておりませんが、担当としては、そういったことをにらみながら内部的には検討しているというような状況でございます。

また、村民に対して公表していくような段取りということでございますが、まずは議決の要件で、開院の予定も10月1日ということですので、まず6月議会までには議会のほうを通したいというふうに考えておりますので、その前に村民の方々にはお知らせいただけるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 条例のことですけれども、その条例に対しての抵触関係はどのように考えていますか。まず最初、抵触するのかしないのか、それからだと思うのですけれども、その辺をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 副村長。

○副村長（安彦加一君） 申し訳ございません。それについては私のほうから。それについては、村の条例に抵触するということはございません。ただ、公の施設の区域外の設置となりますので、まず新庄市との協議が必要でございます。それで、村の議会の議決を経た後に、新庄市の議会の議決も必要だというふうな、村長の答弁にもありましたが、そういった手続は必要です。

また、ルートにつきましても、警察とのちょっとこの協議が必要ですので、今はつきりこうだということは申し上げられませんけれども、おおむね今答弁しているような方向で進んでいくということで御理解をいただきたいと思います。

なお、先日、県議会でも同じような質問がございました。新庄の県立病院の移転に伴って交通機関はどうなるんだというふうなことでの質問に対して、県の健康福祉部長のほうは、全線、新しい新庄病院に乗り入れするというふうなことで答弁しておりますので、県のほうではそういった考え方で、目的外使用も許可は出していただけるものというふうに判断しているところで

ございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 内容的には大体分かりましたけれども、新しい病院に通院する人々に迷惑のかからないような延伸をしていただきたいと思います。

次に、運動公園のほうに移りたいと思います。運動公園の標識柱は、白地に黒文字で書かれています。修正いたしますという答弁でしたけれども、あれ、目立ちますか、車に乗っていて。よく見ないと目立たないんですよ。今初めて野球場に来る人は車で来ますから、ほとんどナビを使って来ます。ナビは正確に案内してくれます。あの標識柱を見るのは、野球場に来る人だけじゃないです。村に訪れる人、観光客も含め村民も目に入るような、全てあそこを通る人が目に入るような、明るく目立つきれいな標識柱にするべきじゃないでしょうか。まず、1点、村長からこの辺だけまず最初にお聞きします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今その看板といいましょうかね、標識柱、目立つかということは、議員が見て分かるとおりかというふうに思います。私が目立つと言っても、議員が目立たないと言えばそれになってしまいます。ただ、大方の人が目立たないとすれば、やはり何十年前にしたものであって、それを改善するというようなこと、当然このことも議員から御指摘をいただくまでもなく、内部では検討していたというふうに聞いてございます。トイレについても同じようなことがあります。そういうことですので、御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 次に、洋式トイレ化についてですけれども、その前に野球場ですけれども、1シーズン、春から秋までバット納めをやるまで、どのぐらいの日数使用されているのか、お聞きします。

トイレの設備については、答弁書にも書いてありますとおり、男子トイレが小が3つ、大が1つ。あと、女子トイレは2つ、それに手洗い、男女に1個ずつついています。トイレはいつもきれいに掃除されている状態です。トイレを使わせてありがとうというふうな、トイレットペーパーに書いて置いて帰るスポットもあります。そのぐらい掃除は行き届いているんじゃないかと思います。

トイレについては、野球の選手たちといいますか、チームの人たち、保護者、応援の人たちだけのトイレではありません。昼間、昼間というか、昼休み時間ですけれども、トイレの前の駐車場には、ダンプとか工事関係の車、あとは外回りの営業の方でしょうか、車を止めて御飯を食べたり、休んでいる人が、いつ行ってもいます。今後、当然この人たちもやはりトイレを使うと考えられます。さっきも言いましたけれども、観光で来た人も使っていく人もいるでしょうと思います。このトイレが公衆化する、公衆トイレ化しているということは、何ていいですか、重要なことじやないかと思います。

利用する際、さっきも検討するというふうに答弁いただきましたけれども、検討することも大切でしようけれども、ぜひ実施していただきたいと思います。気持ちよく村の人、村に訪れた人が使えるようなトイレに、造っていただきたいと私は思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この場合の検討するというのは、実施に向けて検討してまいりたいというふうなことでございます。この場で、担当課が教育委員会でございますけれども、予算は村執行部のほうで、村長部局のほうにあるわけですから、当然そういうふうな形で実施に向けて検討してまいります。

以上です。（「野球場の使用日数」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そのことの使用に関しての詳細については、担当課で答えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。鳴海課長のほうにお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） それでは、私のほうから、昨年度の利用状況についてお答えいたします。令和3年度につきましては58団体、人数にいたしまして1,760名の方に御利用いただきました。実質的な日数は66日間、シーズン、4月から11月までなのですが、66日間の御利用をいただいております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 分かりました。ありがとうございました。

最後になりますけれども、これは通告していませんので、村長の答弁は要りません。今回その運動公園ということで、野球場の隣の広場といいますか、グラウンドといいますか、ありますよね。当然、運動公園ですから、運動広場やグラウンドは必要だと思いますけれども、大蔵村

であれだけの広い平らなところ、電気が近くにある、水道も近くまで来ている、こういうところは探してもありません。もっと何か私的に有効利用ができるんじやないかと思いますけれども、その辺、ひとつ村長に検討をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

以上です。これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） 午後からもよろしくお願いします。私からは村長に2つ質問したいと思います。

まず、1つ目は、ガードケーブルの普及で安全確保、ガードレールの問題ですね。あと、2つ目は、昨今言われています「働き方改革」、また昨今の、先ほどもありましたが、資材高騰の中での公共事業の発注方針について質問したいと思います。

1つ目ですけれども、私が言うまでもないわけですけれども、毎年春先になると、雪によるガードレールやガードパイプの破損、また変形が目立ちます。こういったところで写真出してみたのですけれども、こんな感じで、皆さんも御承知のように大変見苦しい状況になっています。

また、冬期間の除雪の便宜や狭い道路幅員での自動車等の走行、景観確保のためにあえて防護柵や転落防止柵を設置していない村道もあります。これは金山のところで、ここが苦水橋で、カルデラ館に行くところなのですが、途中まではガードレールがあるわけですけれども、途中はガードレールがないと。歴史的な経過だとか地域住民の皆さんとの声もあって、こういうふうになっているのでしょうかけれども、一見すると危ないなとかと思うところで、途中まではついているけれども、途中はついていないという状況も、現象的には見えます。いろいろ歴史的な経過があると思うのですが、防護柵や転落防止柵を設けていない村道等もあります。

他方で、河川との境界や道路との高低差がある場所で防護柵がなかつたり、途中までついている、今言ったことですね、のに途中で防護柵がなくなっていたりして、危険だと思われる場

所も多数あります。

除雪や交通の便宜、景観と通行の安全の確保の両立には、立場によっていろんな意見がありますので、簡単ではないのだとは思うのですが、そういったものを調整して、調和を図って、危険を幾らかでも防止できればと考えています。

例えばということなのですが、ガードケーブルという形で、ケーブル式の防護柵もありますね、ガードレール以外にも。材質なんかも様々あるのですが、大蔵村でたまたま見つけたのですが、これは旧肘折小学校の下の、学校の下のところが今、こういった形の簡易なものになっています。強度の問題なんかもあるとは思うのですが、こういったガードケーブル方式というんだそうですね。こういったものも考えてもいいのではないかというふうに思っています。全てがガードレール方式でなくとも、こういったケーブル方式で普及をして、これが雪に本当に強いかどうかというのもあるのですが、いろいろ調べてみると、ガードレールよりはこういったケーブルのほうが様々な形で力がうまく逃げていくということで、破損等が少ないということもあるようなので、これは冬場どうするかとか、また秋に撤去して冬をまた越して、夏、春からつけるかといろいろ、そういう問題もあると思うのですが、こういった形で修繕コストが安くなるような、低減するような形でのガードレール造り、そして併せて強度の問題もありますが、安全の確保を追求してはどうかということで、まず村長に1つのアイデアとして、検討されているかもしれません、質問したいと思います。これが1つ目の質問です。

2つ目は、ちょっとがらっと変わるのが、岸田政権は新しい資本主義のかけ声の下、賃上げや労働と生活のバランスなど、いわゆる働き方改革を進めています。公共工事を担う建設業界も今大きな変革期にありますと、令和6年、再来年度ですけれども、もう一般企業では導入されていますが、5年間猶予になっている労働時間の残業規制、これが当面猶予されますが、令和6年度からは一般企業と同じように、今後法改正でどうなるか分かりませんが、今の段階では行われるということで、残業規制が他の業種と同様に適用されます。

今でも始まっていますが、週休2日制の導入というのが、建設工事でもどんどん増えてきていますが、実態はなかなか、形を取り繕ってもなかなかうまくいっていないという側面もあるようです。ただ、公共事業ですので、法律を破るわけにはいかないので、国も地方の公共団体も週休2日制の導入ということが1つの課題になっています。こういったものが不可欠になると思います。

また、折からの物価上昇で資材等の値上がりもあります。下請業者になればなるほど厳しい経営が予想されます。元請が受けてそれを下に下ろした場合に、結局、下請のほうにしわ寄せ

が行ってしまうということも起こり得ます。住民の立場からは、公共調達はより安く、より早く、より品質のよいものを望むことは、これは当然です。ですが、頻発する自然災害や降雪等への対応能力の維持や持続可能な地域経済を見据えた場合、地域の有力な担い手である建設業界全体の発展にも、もちろん自由競争が前提ですけれども、地域経済の発展ということにも配慮した公共事業の発注というのが求められると思います。国、とりわけ国土交通省や、ここには書いていませんが、農林水産省でも近年、適正な工期の設定、施工時期の平準化、適正な予定価格の設定、適切な請負代金の変更、価格転嫁、ダンピング対策の徹底、建設キャリアアップシステムの利用推進、促進等を打ち出しています。

大蔵村の場合、冬期間の除雪作業も建設業者が担っています。こういった兼ね合いもありますが、これらの國の方針も踏まえて、地方自治法の最少の経費で最大の効果との調和をどのように図って公共工事を発注していくのか。そういった村長の考え方、そういったことをお聞きしたいと思います。

以上2つ、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） ガードケーブルの普及で安全確保をと、「働き方改革」や資材高騰の中での公共工事の発注方針は、という佐藤議員の質問にお答えをいたします。

最初に、ガードケーブルの普及による安全確保についての質問にお答えをいたします。

議員御意見のとおり、村内の道路を走りますと、破損したガードレールを目にはします。そのほとんどが昭和から平成初期に設置されたガードレールでございます。これらは支柱間隔が4メートルで土中に直接建て込みする形となっており、非常に脆弱で、積雪による雪の重みで支柱の沈下や傾倒、ビームが折れ曲がるなど破損が生じ、景観を損ねている箇所も多くなっている状況でございます。

現在、道路改良等により新設されるものに関しましては、耐雪型と呼ばれる積雪地に適応したガードレールを使用しておりますので、2メートルから3メートルの積雪にも耐え得る仕様となっております。また、周りの景観形成に配慮した色彩のガードレールを採用しております。

議員からは、これまであまり採用されることのなかったガードケーブルを普及し、冬期間の取り外しにより、破損等で生じる修繕コストの低減を図りつつ、安全確保を追求してはどうかとの御提案をいただきました。

ガードケーブルについては、設置時に生じる経費が、設計単価で耐雪型ガードレールの2倍

の価格となります。議員としては、価格が逆に安くなるのではないかというふうな提案、思いで質問されたと思いますけれども、現状はそうなっているのだということを御理解いただきたいと思います。また、秋季の取り外し、春季の取付け等の経費を考慮しますと、設置費等と合わせて多額の経費を見込む必要があります。

耐雪型のガードレールにつきましても、設置箇所の地形等により想定以上の加重がかかり、破損する箇所も出てきますが、コスト比較した場合、これまで同様に耐雪型ガードレールを採用していくほうが有利と考えます。

今後は、ガードレール未設置箇所への設置や、旧仕様のガードレールの修繕交換など、限られた予算の中ではございますが、対応してまいりたいと思いますので御理解くださるようお願いをいたします。

次に、「働き方改革」や資材高騰の中での公共工事の発注方針は、という質問にお答えをいたします。

現在、村で発注している工事の状況について御説明をいたします。設計書については、ほとんどが設計事務所等への業務委託により作成しております。基本的には、山形県国土整備部が作成している「土木工事標準積算基準書」にのっとって作成され、積算に用いる単価についても県が随時更新している土木関係設計単価を採用しております。村独自の積算方式や積算単価を用いることはありませんので、その設計額から設定される予定価格につきましては、適正価格であると認識をしております。

ただし、昨今のウクライナ情勢や円安による物価上昇が激しく、設計図書完成から発注までの時間差で、単価が上昇してしまうなどの状況も見受けられますので、極力その時間差をなくすことで回避したいと考えております。また、契約締結後の物価の上昇や人件費の高騰もありますので、適正な設計変更により対応しております。今後も、発注者と受注者が対等な立場で対応を行ってまいります。

働き方改革に関しましては、基本的にはそれぞれの建設業者で対応すべきものが多いというふうに思っております。

国の直轄事業や山形県発注の工事においては、週休2日を考慮した発注形態の採用が進み、本村の発注についても、適正な工事期間を確保している状況でございます。また、国土交通省が打ち出している働き方改革に関する方針についても具体的に取り組まれてきております。しかし、そういう発注側の配慮がなされているとしても、最終的に受注者側の意識が高くないと、働き方改革につながることはないと考えるからでございます。

今のところ、議員が懸念されるような要望は、大蔵村建設業協会からいただいておりませんが、労働基準法の経過措置が終了する令和6年4月に向けて、状況が変わる可能性もございます。その折には各法令などに抵触することのないよう検討を行いながら、要望に応えていきたいと思います。

なお、「最少の経費で最大の効果」の考え方については常に念頭に置いて発注を行っておりますが、その根本としては適正な価格での積算にあるものと考えております。

議員御意見のように、建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を担うなど、大変重要な役割を果たしております。その働き方改革の推進に関しましては、村としてもその一端を担う義務があるというふうに認識をしております。また、厳しい発注条件での工事については、重大事故の発生や工事の品質に影響し、最終的に発注者側の不利益につながることになります。

今後、国や県の発注形態の動向や社会情勢を見極めながら、よりよい適正な発注を行ってまいりますので御理解くださるようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 1問目なのですけれども、ガードケーブルよりも耐雪型のガードレールのほうがいいんだということでしたが、これはちょっと確認なのですが、今あるものは大分傷んでいますけれども、昭和から平成初期ということですが、ということは、これは耐雪型のガードレールではなくて、その前の、一世代前の普通のガードレールを、今耐雪型のガードレールに置き換えているという状況でしょうか。確認します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） はい、議員おっしゃるとおりであります。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） なぜガードケーブルがいいかというふうに私が言ったのは、大蔵村、とりわけ狭隘道路が多かったりしますよね。それで、実際にはガードレールがあったほうがいいかなと思うようなところも、ガードレールが先ほどのように、様々な歴史的な経過があったかどうかは分かりませんけれども、地元の人が除雪なんかの関係で、そこにガードレールがあると取り外しが大変だとか除雪が大変だとかということでついていないのかもしれませんのが、こういった河川だとか、最近で言えば、村長のほうで直していただいた銅山川の護岸のところもそうですけれども、車が行き来できなくなったり、車のドアミラーがすってしまったりということもあり得るだろうし、冬場になると雪を除雪するに当たって、あそこにガードレールがあ

っては大変不便だということもあってつけていないと思うのですが、他方で、私も見ていて気には、散歩などしていると、お客様が結構歩いているわけです。高齢のお客さんも歩いて散策しながらカルデラ館のほうに行ったり、様々していますので、非常にこう、危ないなと思えるところもあるんですね。

そうした中で、ガードレールにしてしまうと、耐雪型であってもいろいろそういった車の往来や除雪の関係で不便を来すわけですが、このガードケーブルであれば、そういった不便が少しは和らぐじゃないかなと思うのですが、そういった、耐雪型のガードレールを全体に普及していくという考えには変わりないのでしょうか。場所によっては考えるということはないのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺の専門的なことはちょっと私、分かりかねますけれども、その場合、やはり絶対に危険箇所というか、そういうところには新たにつけていかなければならぬところ、あるいは以前はつけておったのですけれども、いろんな観点から、いわゆる道路が整備をされたり、そういうところで必要のなくなったようなものは撤去、そういった形で1回はリセットしながら、しっかりと考えていかなければならないというふうに思ってございます。

先ほども答弁で申し上げましたとおり、議員の考え方としてはよろしいのですけれども、大蔵村として、よりガードレールの場所を多くつけるのであれば、経費的に、あるいは維持管理的にガードレール、ガードケーブルよりも耐雪型のガードレールのほうがより長もちしますし、経費的にはずっと安価に上がるということあります。

そういうことで、やはり大蔵村のこれからの方針としては、必要不可欠なところにしっかりとガードレールをしていく。ただし、昔からいろいろ状況も変わってきているところでもあれば、それを撤去するというふうなことも必要になってくるのかなと思っています。

大蔵村の危険箇所全てに、今までついていたからそこに必ずつけなくてはいけないというものでもないし、逆に運転者あるいは歩行者から気をつけていただくところについてはしっかりと周知をしながら、そういうふうな御理解をいただきながら通行してもらう、そういうふうな努力も必要になってくるのではないかなと思っています。

全てについてガードレール、そういったものを設置をしていくということが不可能なことは、議員もお分かりのことかと思います。そういうふうな取捨選択ではないのですけれども、そういうふうな作業も必要になってきているのかなと思っています。

先ほどからも、目障りといいましょうか、景観的にも非常に見づらいといいましょうかね、

あってはならないようなガードレールがあるところもあります。私も気がついております。その辺について撤去を指示をしているところであります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） コストの面については、村長言われると、私のちょっと予想が違っていたのですが、私が調べてみたらば、ちょっと古いデータで2008年頃のデータでは、鋼製のガードレールよりもガードロープのほうが安価になるということで、数字も一応、1メーター当たり、これはある試算なので、これが参考かどうか分かりませんが、ガードレールだと1メートル当たり1万3,920円なのが1万300円とか、あと仮にロープ、繊維製のロープを使った場合は1万3,449円ということで、全体として見ると、レールよりはロープのほうが単価は安いというふうに思われるのですが、これは間違いないく、間違ないなくというか、そのメーカーにもよるでしょうし、工法にもよるでしょうが、これは倍近い状況、レールのほうに比べてケーブルのほうが倍近くかかるというのは、それは全体の相場として間違いはないのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺の詳細につきましては、担当課長から答えていただくようにします。ただ、やはり議員おっしゃるとおり、材質、例えばワイヤーロープを使う場合と、普通の黒と、それから何ですか、黄色ですか、ああいったものが編まれている、そういうもののロープを張る場合、そういうことで違ってもきますし、また取付け、取り外しというふうな手間もございます。そういうことも含めて、担当課としてそういうふうな判断をさせていただいたというふうに私は認識しております。

なお、担当課から詳しくその辺を説明させますので、よろしくお願ひします。議長、若槻担当課長より説明をお願いしたいというふうに思います。お取り計らいお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 耐雪型ガードレールにつきましては、現在、仕様としてG r – C 3 – 2 Eという仕様のものを使っておりました。これは、G r はガードレールです。Cは路側用ガードレール、3については積雪ランクで2メーターから3メーター以下の積雪に耐えるもので、2というのは支柱間隔が2メーター、以前は4メーターのものを使っていて、今は2メーター間隔になっています。Eは土中埋め込み式ということで、今現在、これを主に使って工事をしているところです。

地域整備課のほうで調べたところ、これに同程度の耐雪型のガードケーブルを使用した場合、

G c – C 3 – 5 E という規格のものが大体同じような強度になるというふうな試算、ものでございました。これは先ほど説明したものと同じような感じになるのですが、Cが路側用で、3は積雪ランク、5については支柱間隔になります。Eは地中埋め込み式で同じです。

それで、原材料費のみになりますと、基本的に耐雪型ガードレールについては、地域整備課の試算で1万600円、メーター当たり1万600円です。これは本当に部材費だけでありまして、これに諸経費等を掛けますと3万1,000円になります。耐雪型ガードレールにつきましては、ケーブル、あとは中間支柱、あと末端処理、補助支柱、あとは間隔保持支柱が、それぞれいろいろな部材を、メーターによって違うのですが、これを10メーターで設置した場合の単価が、積算しますと2万500円になります。これは部材費のみでございます。

この辺で、先ほど村長答弁にあったとおり、2倍になるというふうなお答えをしたところなのですけれども、末端処理につきましてはコンクリート基礎が必要になってきてまして、これが大きな費用になりまして、現在、大蔵村で使用実績がないものですから、労務費等諸経費を込んだ価格というのをちょっと出せない状況でありますけれども、そのような状況でございますので、ガードケーブルのほうが費用的にはかかるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 細かいケーブルのところは私もよくは勉強していないのですが、積雪地帯ではそういうガードケーブルが普及しているという情報がありましたので、単価の部分でまだそういう開きがあるのであれば、なかなか難しいのかなとは思いますが、そういったものも価格が、単価が下がってくれれば検討の余地はあるのではないかと。でも、耐雪型でやるというふうに決めてしまえば、それはなかなか検討は難しいのかもしれません、そういったものも案としてあるということをお伝えしたいと思います。

1つお聞きしたいのですが、これ、先ほども示しましたけれども、肘折の中の村道、川向線のところだと思うのですが、ここはこういった形でガードケーブルにしているわけですけれども、これは村でやった事業だと思うのですが、ここはあえてしたわけではないのでしょうかね。これは場所分りますかね。ちょうど旧学校の下の辺りの、固有名詞で言うとタカヤマノブオさんの家のうちの辺りなのですが。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） おっしゃった場所につきましては、県道だと思われますので、恐らく県で設置したものだと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 県のほうでそういうものを造っているということは、採算が取れるということも、採算というか、コストがそんなに割高でもない、そういうこともあるのかかもしれませんし、区間が短かったからそのようにしたのかもしれませんけれども、そういうことも含めて検討していただければと思うのですが、今後、価格がある程度安くなれば、こういうのも1つの案として考えていただくことができるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員からいろいろそのガードレール、ガードケーブルについてお話をいただきましたけれども、例えば本質は何なのか、ガードレール、ガードパイプを使う。いわゆる重大事故発生を防ぐためです。ただ見せかけではないですね。ロープを張っただけでは、布ロープといいましょうかね、そういうものを張ってそれで済むのであればいいのですけれども、万が一の事故のときに重大事故が起きないようにするためのガードレール、ガードパイプでございます。

そういうことですから、これまで雪に負けない、いわゆる新しく造るものについてはガード、鉄のパイプでもって、耐雪型というようなことで、ある程度車が追突してもそれを下に落とさない、落ちていかない、そういうふうな耐性を持っている工事をしているわけです。その辺も見極めていかなきやないというと、ただ単に人が落ちないようにするだけだったらそれでもいいのですけれども、そういうこともあるのだというようなことですね。内容に差があるということを御理解をいただきたいと思います。

そういうことをいろんなことを考えながら、これから村として、場所にもよりますけれども、そういうふうなことでこのガードレールについてはしっかりと対応してまいりたいと。それから、先ほど申し上げましたけれども、撤去あるいは新設、そういうことも含めて整備をしていくのだということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） いろいろな情報を見ますと、車での実験だとかも踏まえて、このガードケーブルでもそういう強度があるという実験データもあるようですので、そういうことも研究していただければというふうに思います。

次に、2つ目の働き方改革のほうに行きますけれども、よろしいでしょうか。公共事業で週休2日ということがなかなか大きな課題になっているということで聞いております。そうした

中で、工期の平準化という考え方方が国土交通省のほうから示されているのですが、そういった中で、我々、監査もやっているとなかなかどうなのかなと思うのですが、明許繰越を利用したりだとか、あとは債務負担行為を大いに活用して、そういう中で4月から工事ができるような形にして、通年の工事が可能な公共事業の発注の在り方ということを国交省や県、農水省も考えているようなのですが、それも国や県と準拠して村のほうとしても考えているところでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺はちょっと私、詳しく分かりませんので、担当課もしくは入札業者の指名委員会の代表をしてございます副村長のほうから答えていただければというふうに思ってございます。副村長にお願いします。議長、取り計らいお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） それについては私のほうから。確かに議員おっしゃるとおり、公共工事の平準化ということで国交省のほうからは通知が入ってございます。そういったことで、村のほうとしてもそういったことを考えないわけではございません。ただ、予算は単年度独立の原則というのが大前提でございます。それを無視した形でやるということはなかなか村としても難しいのかなというふうな考えを持っております。ただ、その一方で、そういった通知もあるものですから、繰越明許、そういったものを活用しながらやっていきたいというふうに思ってございます。

それから、今回も国の2次補正が成立しました。その中でもいろんな公共事業についての予算がつきましたので、そういったことについては国のほうでもう繰越しありきで予算を組んでいるのですが、そういったものについては繰越しありきでこちらのほうでも考えてまいりたいというふうに思ってございます。

国とか県はゼロ国債ということをよくやっていますけれども、ちょっと村のほうではその辺のゼロ国までやるということは、地方債の発行については県の同意が必要でございますので、なかなかそういったことまではならない。何ていうか、大都市であって勝手に債券を発行してみんなから買ってもらうような、そういった起債の発行方法をできればいいのですけれども、村ではそこまでやれませんので、そういったものを考えながら公共工事の平準化というものは考えてまいりたいというふうに思います。

今日も国のほうから通知入っていましたけれども、そういったことで適正価格と併せて公共工事の在り方というのを今後とも検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただければ

と思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 事業者の努力というのも当然必要で、それなしには国や市町村、都道府県が発注計画を見直しても働き方改革にはならないと思うのですが、例えば入札も低価格だけではなくて総合決定方式というのでしょうかね、総合評価方式という形で、週休2日になれば、一見するといいかなと思っても、日給制の職人さんたちにとっては、休日が多いと手取りが少なくなるという問題もあって、なかなか週休2日が定着しなかったりする中で、仮に賃上げをするような事業者に対して加点をするとかという方式も今、国のはうでは考えているようなのですが、この間、入札、いろんな形で見ていると、かつては9割とかで落札するというのはちょっと談合を疑われるような側面がありました、今は価格設定も適切に割となっているので、9割ぐらいの入札ということもあり得る中で、7割ぐらいの低価格での落札なんていうのもちょっと見受けられたりして、10月ですかね、村でも低入札評価調査基準に抵触した業者がありましたけれども、結果的に施工可能だということで、それは入札は有効ということになりましたが、そういった価格に対して、もちろん競争というのは大事だと思うのですが、そういう中で、下げてしまうと働き方改革の中でもいろいろと問題が出てくる中で、その入札の制度というのは様々あるのでしょうかけれども、その総合評価方式、そういったものを村として取っていくような、そういう考えはないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） そういったことで今回、こういった形で国のはうから公共工事施工のカットについてということで通知をいただいております。ダンピングについても来てございまして、低入札価格調査制度とか最低制限価格を設けなさいよというふうなことで書いています。今回そういった形で、まず試行として低入札価格調査制度というものを今回取り入れて発注をさせていただきました。

それで、ちょっとそれの基準価格を下回ったものですから、その原因を調査したところ、手持ちの資材が、以前に買ったものが結構持っているんだというふうなことで、今価格が高騰している資材については、そういったものはこの工事をできるくらいの手持ちがあるということを確認しましたので、それを流用するんだということでしたので、今回はその価格で契約を締結させていただいたところでございます。そういったことで、今後ともそういった制度を活用しながらダンピング防止のほうに努めてまいりたいというふうに思います。

それから、総合評価方式ということでいろいろありました。今採用しているのは建築工事、

そういう大きいものについては、そういったことでの総合評価方式、プロポーザルとかいろんな形での契約方式を採用してございますが、一般にこの辺で行っている土木工事についてはなかなか、そういったものについては行われていないというのが現状で、県内においては特に行われていない状況でございます。橋とかそういうのは別にしてですね。ということは、なかなか冬期間の工事、それに契約するまでやはり調査に時間がかかるものですから、即に工事期間を取ることが難しくなるというふうなこともあります。

いろいろ今後とも、そういったものは国のはうとか、そういった通知とか、またそういった取扱いの変更などを調査しながら検討してまいりたいと思いますけれども、こういう雪国にあっては工事期間の確保という観点からなかなか今のところは難しいのかなという考えを持ってございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 雪国の中で、国の施策なり働き方改革とどう整合性を持たせるかというのはやはり課題だなというのは、課題というのは課題が課題というのを含めてあるわけですが、この辺ではそうでもないのでしょうけれども、どこでも人手不足で、とりわけ建設業者の人手不足は全国的にも深刻な中で、やはりこの間、賃上げなり、あとは福利厚生ということで社会保険への適用、そういったものが大きな課題になっている中で、価格競争で住民にとってより安価なものというのは非常に大事なわけですが、それだけでははかり得ない部分があるので、やはりそういったものを総合評価していくというのは、難しいのは分かりますが、方向としてはそういった方向に行かざるを得ないし、行く必要性もあるのかなというふうに思います。

あと、この間の物価高騰、今回の場合は手持ちがあったから、物価高騰があっても低価格でということがありましたら、実際、今物価が高騰している中で、これも国のはうでスライド条項を入れようとかということで、さっき村長は、大蔵村の建設業協会からは要望は来ていないということでしたが、これは山形県の建設業協会では、これは議長宛てですけれども、去年も来ていまして、今年もたまたま私、一般質問をしようと思ったら、この間、議長宛てのやつで議会に対して、今言ったような形の週休2日制の問題ですとか総合評価方式ですとか、あとはそのスライド条項の問題ですとか、そういったことをやはり県レベルでは、全国に倣って作って送っているのかもしれません、やはり関心があるし問題もあるというふうに認識して各市町村の議会にも出していると思うのですが、こういったものに応えてくる側面もあると思うんですね。全部が全部業者の言いなりというわけにはいきませんが、そういった側面で今ちょっと質問をしているわけなのですが、この物価上昇についてはスライド条項の適用だとか、そ

いったものは村としても考えているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） それについては適切に契約変更に応じております。ということで御理解いただければと思います。

あと、県のほうの要望については村のほうでもいただいておりますので、十分それについても検討しているところでございます。

あと、今契約するに当たって、退職手当とかは、建退共とか共済、そういうしたものに入ることを義務づけておりますので、ちょっとなかなかそういったことに、分からぬと思うので、その契約の、締結するのを条件としていますので、そういうことはきっちと守られているものと、きっちとこちらのほうで確認しないと契約しませんので、守られているというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ちょっと細かな質問で申し訳ないのですが、ちょっと順不同で質問しているのですが、価格を積算するに当たって、今あんまり低くならないようにということで、価格自体の積算の見直しなんてやっておるわけですけれども、その中で一般管理費の部分の乗率というのも見直しがされるように国のほうでは指導されていると思うのですが、以前は0.55という乗率を掛けていたというふうに、ちょっと調べたらあったのですが、それを一般管理費の部分をより多く見るということで、改正後は令和4年の4月からは0.68に上げて設計の単価を積算しているということなのですが、そういうものは全部国や県に準拠していますという村長の答弁でしたけれども、これも含めて設計単価というのは決めて、数字を変えているでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 設計単価について、諸経費についても県の決断基準等が変更になった場合に、それに準じて掛け率を変えているという状況です。令和3年度については、単価の変更が年間5回実施されましたが、4年度については今の段階でもう7回というふうなことで変更されております。そういう部分については、積算のほうに全て反映してというふうな状況で設計書を作成しているというような状況になっております。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 最後なのですが、今、働き方改革という中で、国も都道府県もという形

で競争をしっかりと確保しながら、価格についてはかつての小泉構造改革のような形の公共事業は全て悪みたいなことではなくて、やはり地域のインフラとして守っていくという側面もあるということですけれども、なかなかこれは競争と競合、協働ということでなかなか難しい課題であると思うのですが、最初に村長の答弁も聞きましたけれども、雪国だとか、そういう地域的な条件で各論的にはなかなか難しいところもあるという話も聞きましたが、それをいかにこの今の時代の流れに合った形で公共事業の発注をしていくかという考え方をもう一度まとめた形でお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 端的に申し上げます。先ほど大蔵村の建設業協会としては受けていないということです。支部として新庄、最北地区というのですか、そういったところからはいただいております。うちの利点として、非常にいい点として、年間で何回か、村の建設業協会と話し合いというのでしょうかね、決して悪い意味での話し合いはありません。お互いを理解するというふうな意味でしっかりと話し合いをしています。その中で、できること、できないことを、大蔵村の中でいろいろなことをやっていただくにおいて、そういうふうなことをきちっと確認しているということですね。これがよそではないということです。それは非常に自慢なのかなと思っています。

議員おっしゃるとおり、最低といいましょうか、安い予算の中でいい仕事をしてもらうということは何よりも、金銭的なつながりよりも、気持ちとして、人としてそういうふうな、お互いにお互いを理解するというふうな意味合いの中での信頼関係のほうが、工事においてもしっかりとした工事ができるというふうに私は考えてございます。そういう中で、村の建設業協会あるいはその建設業協会に入っていない業者も含めて、大蔵村に対する貢献度、いわゆる災害に対する協定なり、そういうこともしっかりとやっています。

一例を申し上げますと、村から指示が出ない中でしっかりと業者が単独で自分たちの判断で出て、いろんな緊急な災害について対処していただいていることもありますし、そういうことがその反映ではないかなというふうに私は思ってございます。これからもそういった関係を続けてまいりたいと思っています。

以上です。（「これで終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

[8番 早坂民奈君 登壇]

○8番（早坂民奈君） 「観光スポットの再考を」ということで村長に伺います。

村内には多数の観光スポットが存在しております。先日、「鼻欠倉」が県内及び全国放送されました。しかし、村民でさえも知らない、名前だけは知っているけど行ったことはない、そんな声も多く聞かれました。何より県外ナンバーの車も多く見かけられるようになったことは、テレビの力はすごく宣伝効果も大あります。しかしながら、路上駐車での眺めであり、せっかく宣伝していただいたのだから、ビュースポットを整備し、もっと多くの方々に大蔵村に来ていただけるようにしてはどうでしょうか。また、隠れた名所、景勝地もあるはずです。村民にアンケートを募り、新しい観光スポットを探すのも面白いのではないでしょうか。山しかないのではなく、この村だからこの景色が映えることを広く周知してはどうでしょう。

コロナの終息がいつになるか分かりませんが、待っていては村が衰退するばかりです。せめてすてきな景色を眺め、心のゆとりだけは持ち続けたいものです。ぜひとも村内外からたくさん的人が訪れ、満足していただけるような観光スポットを盛り込んだ新しいマップとビュースポットづくりを提案いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「観光スポットの再考を」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

全国の、特に山形県では、新型コロナの新規感染者は毎週前週を上回り、第8波に突入したものと思われますが、10月11日から始まった政府の観光促進策「全国旅行支援」により、主要観光地の人出は軒並み前年同期を上回り、需要回復への期待が高まっています。反面、コロナ禍の出口は見えず、引き続き感染対策との両立が課題となっております。

こうした中で、本村観光振興事業は決して「待って」はおらず、私の判断ではありますが、近隣市町村には負けない「攻めの姿勢」は保持しているものと思っております。他の観光地よりも本村肘折温泉を旅行先として選択していただくために、「肘折温泉郷賑わい創出事業」等を展開し、1泊につき2,000円のクーポン券を付与する特典や、肘折温泉の知名度回復のため過去最大の事業費でラジオCM等を行っております。

その効果もあって、10月までの累計客数はコロナ禍前の83%までに回復しております。今後も国・県の観光振興事業を積極的に取り入れ、観光協会のホームページを刷新する予定であります。紙媒体のパンフレットも必要ですが、情報量に限界があるため、スマートフォンにも対応したパンフレットのデジタル化も進めているところであります。景勝地等も網羅したものにしていきたいと考えておりますが、地元の方々と連携した安全が確保できる場所であれば、可能な限り掲載していきたいと思います。

しかしながら、村民にも知られていない隠れた名所、景勝地はあるかもしれません、全国から訪れる観光客に提供するには、磨き上げる時間と2次交通等の周辺整備が必要あります。議員御指摘の「鼻欠倉」については、10年前に「鼻欠倉」頭上までの遊歩道と展望台を整備しましたが、周辺はハヤブサの生息地で一部の住民から反対があり、やむなく撤去した経緯があります。このように、場所によっては自然環境の保全や地域住民の生活に支障を来す場合もあります。

観光客を受け入れるための開発などが地域や住民にもたらす弊害を「観光公害、オーバーツーリズム」というそうです。ビュースポットでの写真撮影による路上駐車、個人所有地への侵入、個人栽培の山菜やキノコの採取等、連休時には観光客の急激な増加によって悪影響が生まれるオーバーツーリズムはよくあると聞いております。ビュースポットを含む観光資源は、一番に地域住民の理解の上に成り立つものと思っております。

多くの人に訪れていただくことも重要ですが、このコロナ禍の教訓においては、観光客数の減少を再び数で回復させるのは不可能であります。「数」から「質」へのシフト、先が見えないのであれば足元を見て、来ていただいた方に再び来ていただくための質の高いサービスを提供できるよう、また今ある資源の磨き上げを重視することが大切ではないかと考えております。

議員の皆様方には、今まで以上に四ヶ村、肘折温泉に足を運んでいただき観光産業の現状理解をお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 鼻欠倉なのですけれども、これは映画で「アナと雪の女王」というのがありますて、そこに出てくる雪だるまのオラフの横顔にとても似ていたので、うちの孫たちはこういうのがあるよということで写真を撮ったりして見せてはおりました。そうしたらば、「ええ、こんなのが村にあるんだ」というので、そこで初めて鼻欠のことを知ったわけです。それが今回全国放送になったということで、県外及び県内の方たちがたくさん見に来てくれている状況だと思いますが、地元に住んでいてこんなの当たり前だという景色が、やはりほかの方たちが見たときにすごいんだなというふうに思われるのが、このテレビの放送のきっかけだったと思うのですけれども、何もこちらのほうに、あれでしたね、ごめんなさい、鼻欠倉の周辺のあれを造っているというふうに書いてあって、10年前にはということだったのですけれども、そこまでも行って、しっかりとしたビューポイントがあっていいのかもしれませんけれども、私たちが今そこを知らなかったので、自分は今までね、なのでこちらから未来館から帰つてくる途中とか、四ヶ村から帰つてくる途中に見ておりました。でも、あの辺からでも、すば

らしくはっきり分かる場所があるんですよね。

そして、たくさんの方が訪れるとおっしゃいますけれども、果たしてその観光公害になるほど、来ていただけたらありがたいのですけれども、でもたまたま何にも知らないで来た方がそこにビュースポットで鼻欠倉がきれいに見えますよといったら、え、何だこれと、じゃあちょっとのぞいてみようかという形で、皆さん、ちょっと再認識していただけるのではないかなと思いますので、せめてここからはこういうふうな形が見えますよ、それから山菜とかそういうふうに私有地に入らないように、やはり公のあれできちっと造っていただければ、それはそれなりに見ていただけるのではないかと私は思っております。

なので、ここでは紙媒体よりもデジタル化というふうになっていますけれども、デジタル化は若い方、スマホを見たりして来ていただけるかもしれませんけれども、本当に私たちの年代と言ってはおかしいのですけれども、観光に来るのに、若い人々はやはりテーマパーク、そういう方向に目を向きますけれども、同年代の方々は自然とかそういうふうなのを見たいなというのもちょっと聞こえてきました。そうなると、やはりデジタル化もいいのですけれども、この紙媒体のパンフレット、これを充実させていただきたいなと思って今回提案させていただいたのですがいかがでしょうか、村長。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も、早坂議員から鼻欠倉というふうなことで具体的な名前を出して、そういったことを提案いただいたものですから、実際にもう10年前にそういうふうな活動をし、そして村民はもちろんのこと、山形県、全国に向けてそれを発信したわけであります。

ところが、そうする段階で、もう少し住民との詰めが、やればよかつたのでしょうかけれども、後からそういったハヤブサの生息地というようなことで、それはまかりならんということで全て撤去をしたというのが現状でございます。

今、早坂議員がおっしゃるように、どこからでも見られる高い山ですので、そういった景勝地といいましょうか、名物のところを紙媒体でというふうなこと、紙媒体でもいいのでしょうかけれども、例えば未来館のところにそういった鼻欠倉についての標示をするとか、そういうこともいろいろ考えがあろうと思いますので、今おっしゃっていただいたことを基に課内での検討、これから様々な形でそういうふうなビュースポットの開発、それは今までしてこなかったものではありませんので、そういったものを村民から聞くといいましょうか、アンケートをするなり、いろんな方法があると思いますので、そういうことで新たに発見していくことも必要なことなのかなというようなことを、質問をお聞きしながら考えておったところであります。

いずれにしましても、こういったことは一朝一夕にできることではありませんけれどもしっかりと、おっしゃるように、観光についてはいろんな方法、決まり切った形ではないというふうに思います。そういうことですので、いろんなことを参考にしながら、できれば大蔵村の紹介、いろんなことでできればなというふうに思っておりませんので、今のような提言をいただいたことを感謝申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君）　前向きな答弁ありがとうございます。この答弁書を見たときに1つちょっと気になっていたのが、ここに最後のほうに「四ヶ村肘折温泉に足を運んでいただき」というふうになっていますけれども、私は全村地区、全村に向けての観光を進めていただけたらいなと思っております。

というのは、これは下のほうで、今大蔵村にあるのは、観光マップとこれ、肘折ですね。これ、棚田です。それから、これは村のあれなのですけれども、あとはこれは肘折、これもすばらしいなと思って見させていただきました。それで、結局四ヶ村肘折間ばかりで、載っているのは観光マップ、これだけが全村に対する紹介というのですか、それしかないんですよね。

実は先日、ある団体で最上町の観光をしたいということで企画をしました。そのときに最上町の観光課、その方にちょっと知人がおった人が企画したのですけれども、そうしましたら、陸羽東線を使っていただいて堺田で降りて、堺田からは町のバスを無料で出します。それで見てきたのが、封人の宿、あと前森高原、それから発電所、そしてあと食事は学校を再利用したことろ、それからあと馬頭観音でしたっけかな、そういういろんなところ、そういうところを連れていっていただきまして、最後は瀬見温泉、そこでまた電車に乗ってくださいと。理由は何ですかとお尋ねしましたら、陸羽東線の乗客率ですか、それがちょっと低いものですから、ぜひとも電車を利用して観光を巡っていただければ、観光というか研修をしていただければという名目で、バスを出していただきました。

大蔵村の場合も、やはり先ほど加藤議員もおっしゃいましたけれども、1日57人のバスの利用ですよね。せめてあの新庄駅から肘折までのバスを利用して、そこで観光していただいて、帰りにまたそのバスを使っていただくような、そういうふうな、ちょっとこう優しい観光コースですか、そういうものも考えていただきたいなと思いました。

それで、肘折温泉だけではなくて、堺田の分水嶺、あれはある方が、この水は一体どこに行くのだろうという、その疑問の発想というのかな、何か私、その辺は定かでないのを申し上げ

るもあれなのですが、一度町を離れた方だったと思います。その方がこちらに戻ったときか、もしくは今はそこにおうちを建てて住んでいらっしゃるのですけれども、何だろうという疑問、それに応じてすばらしい施設になっておりました。これも新しい発見の1つだし、大蔵村の場合は男滝・女滝、そういうのにはビュースポットもありますけれども、なかなか四ヶ村の棚田には行くけれども、そちらまでは足を運んでいるという方、あんまりいらっしゃらないのではないかと思っています。

それから、地蔵倉も一応整備はなっておりますけれども、ちょっと足元が悪い方は行けないなどか、あともう一つが大蔵鉱山、金山の、あそこもやぶの中になってしまっていて、本当にこう、特別に行かなければ見られない景色、そういうのをこの大蔵マップ、もっとちょっと新しい視点で作っていただけたらと思います。

そのためには、今中学生、美しい村プロジェクト、あれでいろいろ頑張っているので、私たち年代の高い人の見る目とその子供たちの視点というのは全く違うと思います。ですから、もし来年度、子供たちに自然の、自然編とか観光編とかいろいろあると思いますけれども、そういうものも含めてアンケートを取りながら、中学生だけじゃなくて村の人全体にどんなスポットがありますかというアンケートを募ってちょっと再考していただければ、新しい観光というのかな、観光資源がもしかしたら生まれるかもしれないし、肘折とか四ヶ村もすばらしいですけれども、もっと隠れたそういうところがあるかもしれないで、ぜひともそういうことを行っていただきたいなと思っております。いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員からはいろんな方面にわたって御意見をいただきました。全てに関して答えられるかどうかということはちょっと疑問ですけれども、取りあえず私が感じたことだけ答えさせていただきます。

まず、肘折、四ヶ村だけの観光にこだわらず、大蔵村全域についてそういった観光スポットを開発するべき、見つけるべきだというふうな御提案、まさにそのとおりだというふうに思っています。そして、それに併せて最上町のことともお話をいただきました。今おっしゃった最上町は、前から全てあるものだけあります。それも同じように。私も肘折あるいは四ヶ村だけではないというようなことを常々申し上げてきております。

それで、新しい形の中で観光スポットといいましょうか、大蔵村のミニ周遊観光というふうなことで開発をしなければならないということで、新しく、やはり前からあったものですけれども、それに加えていく必要があるのかなと。それが起爆剤になったのは何かというと、大蔵

村の発電でございます。これが大きなメインになってございます。それに加えること、平場としていわゆる大蔵城址、いわゆるお城の跡ですね、そことやはり本陣、こういった清水平場の造り酒屋、あるいは河岸、最上川の舟運の中で河岸というものがあったというふうなことの中で、これほど歴史的に価値のあるものはないというようなこと、よく言われています。

ところが、それを売り出す、気づいていただけるというようなことはなかなか難しいというふうなことだろうというふうに思います。今まで大蔵村の長い歴史の中で、つい最近の歴史ですけれども、その中でなかなか紹介できなかったということ、ただ単に私どもの先輩の方々がそれをやらないできたというふうなわけではなくて、なかなか大変なことだったのではないかというふうに思ってございます。このとおり、四ヶ村の棚田あるいは肘折の観光というふうなことが定着した中で、逆に今度はそういったところに目を向けていく必要があるのかなというふうに思ってございます。

そういったことで、大蔵村もそういったミニ周遊観光構想をぜひつくりたいというふうに思っているところであります。これについてはパンフがやはり必要でしょうし、それから議員おっしゃるとおり、いろんな名所、景勝地のそういうものを紹介する立て看板なり、そういうものも必要でしょう。ですけれども、やはりそれについても、先ほど言ったように、デジタル化の中でしっかりとそういうものを整理をしていかなければならないというふうに思っていますし、そういうことを一度にはできないのですけれども、少しずつやはりやっていかなければならぬというふうに思っています。

今議員からおっしゃっていただいた、小中あるいは村民から、全ての方々からアンケートを取ってはというふうなこと、これはアンケートを取る、取らないはまた別にしましても、いろんなそのビュースポットの発見というのでしょうか、そういった手だてもあろうかと思いますので、かなりの中でもう1回詰めながら、この辺を検討してまいりたいというふうに思います。

ただ、これはあくまでも私がこの場で今申し上げていることありますので、担当課長としてそれぞれ強い思いがあると思うんですね。その辺についても越後担当課長のほうから聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど議員から指摘がありましたけれども、決して最上管内、あるいは県内の中でも、この観光に対して守りの姿勢だけをやっているような御質問の内容でしたけれども、決してそういうようなことではないというようなことを御理解をいただきたいというふうに思います。

その辺については、今まで課内の中でいろいろ検討し詰めて、そしてああいったラジオに多

く乗せる機会を出す、いろいろなことで紹介をする、そういうことが今、構想しているというふうに思いますので、その辺の熱い思いを聞いていただければというふうに思っているところであります。

それから、議員の皆様方にもというふうなことで、肘折あるいは四ヶ村だけに特化しているというものではなくて、私が今申し上げましたとおり、大蔵村全体に目を向ける、それを議員の皆様方、職員の皆様方と一緒にになってやってまいりますつもりでございますので、いろいろ御提案あるいは御意見をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長、担当課長にひとつお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君）　越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後　享君）　すみません、何を答弁したらいいのかよく分かりませんけれども、まずはこのコロナ禍で肘折温泉の客層はがらっと変わっています。シニア層が極端に少なくて、いわゆるミドル世代、50、40、30の方が圧倒的に多くなっています。なので、これからの大蔵村と言わなくちゃならないのかもしれませんが、まずは肘折温泉のことを考えれば、この状況に対応した観光の在り方を考えなくてはいけないというふうなことで、現状に合わせたデジタル構想、スマートフォンを活用したPRを、パンフレットを作ろうということでやっているわけです。決してそのシニア層に合わせたパンフレットをなくすということではないので、あくまでも首都圏、それから仙台圏などを中心とした、エージェントの要望であったり、ミドル世代の要望であったりに応えるための政策を村としてはやっていかなければならないのではないかというふうに思っています。

それから、村内のそうした名所とかに関しては、のツアーに関しては、常設というわけにはいかないわけですよね。肘折行きの村営バスが、例えば桂に行ったり藤田沢に行ったりすることはできないので、一般のお客さんもいるわけですので、そうすると当然、2次コースが必要になります。そうなると、常設ではできません。なので、例えば単発的に村内を巡るツアーを企画するとかそういうことは、今おっしゃられたように、最上版のようなものは常時、商品として出すことは可能かと思います。ただ、常設はできないということです。フリーのお客さんには対応できないということだと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君）　常設はやはり難しいと思います。でも、単発的にそういうふうに村を巡

っていただけた、それで村を知っていただけた、それはいいことだと思いますので、ぜひとも、それも来年すぐしろとは言いませんので、徐々にそういうのをできるようになるように皆さんで検討していただけたらありがたいと思います。

それから、さつき自然とか何とかという、私、自然と観光というふうな形で言いましたけれども、私個人的には地層、ちょうど塩からのところに山の断面、ありますよね。ああいうのも何かすごくいいなと思っております。これは何万年か何千年か分かりませんけれども、そういうところもちよつと学校の教育の中で、大蔵村はこういうふうにして成り立っているんだよと、ここにそういうのがあるんだよという、本当に地理的なところと地層のあれで勉強になるのではないかなどと、常々あそこを通るたびに感じておりましたので、観光スポットとはまた別ですけれども、子供たちにも大蔵村の成り立ちを教えていただけたらなと思います。

それと、やはり最上町でもバイオマスのほうの視察というか、それもさせていただきました。それから、あと小国川ダムも見させていただきました。ぜひとも、村長おっしゃったように発電所、あれは珍しいということで力を注いできたもので、私たちとかこの近辺の人たちだけが知っているのではなくて、やはり村に来た人たちにもこういうのがあるんだよということを教えていただきたいと思いますので、ぜひともあの立て看板というか、道路案内図みたいのを、ここは発電所の入り口ですか、そういうのを標示していただけたらいいのではないかなと思います。

マップを作つていただければ一番いいのですけれども、いつになるかちょっと分からぬので、ぜひとも早急に分かりやすいというのは、立て看板で案内板ではないかなと思いますので、そういうものをいろいろな課長の課題の中で、話合いの中で、ここはぜひとも見ていただきたいなというところは、せめてその案内板設置を早めにしていただけたらなと思います。それはいかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今のお話を聞いていますと、いろんなことがあるのですけれども、村の地域資源をうまく活用してはどうかというようなことだろうというふうに思っています。その辺は、村の観光振興を預かる産業振興課だけではなくて、いろんな観点から職員が頑張っているんだということを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、立て看板ありますけれども、これはいろいろ規制があるものだというふうに思ってございます。例えば村道に立てる場合、県道に立てる場合、国道に立てる場合、村の場合は村ですので問題がないのかなと思っていますけれども、その辺も確認をしながら今後、必要

最低限、立てられるものは立てていったほうがいいのではないかなど私は思ってございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、いろんなところに全て立てて、どういうふうなことでいくのかどうかということもちょっと問題があるのかなと思っています。その辺も含めて検討しなければならないのかなと思っています。

それから、観光を考えていく上で、例えば議員がおっしゃっているのは、観光としては大事なことなのですけれども、村民に対してまず周知はしなくてはいけないだろうと。それから、近隣の周辺自治体の方々、県内から来ていただけるような方々の周知も必要だろう、PRも必要だろうと。

先ほど課長が申し上げたのは、やはり観光地としての肘折の在り方となった場合は、県外から、しかも都市圏の、首都圏から来ていただける、あるいは仙台圏からというふうな考え方になろうかと思います。それぞれ大きな目的といいましょうか、その辺が変わってくるのかなと思っています。それに特化してやれれば一番いいのですけれども、なかなかそれも大変なことなんですね。その中間なり、今はこれをやろうとかというふうなことで、いろいろ担当課としても悩みながら、考えながらしっかりとやっているのだというようなことも御理解をいただきたいというふうに思います。

議員おっしゃっているように、一朝一夕になかなかできるものではないということも御理解をいただいているようありますし、今後、皆様方の御意見をいただきながら、しっかりと村の重要産業でございます、基幹産業であります観光というものを捉えていきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君）　今回これを取り上げたことで、やはり観光というか、村の観光についての考え方、それからどうすればいいかというのをはっきりと分かったというか、ちょっと前向きな答えをたくさんいただいたと私は理解しておりますので、とても有意義な、私は答弁をいただいたと思っております。

それで、もう一つ付け加えたかったのが、やはりトマトの特産地というか、そういうのもありますので、もし何かマップを作るときは、トマトを作っているトマト団地とかありますよね。そういうところも入れていただけたらいいのかなと思います。トマトの選果場、あれも農協を見てきましたけれども、すばらしく変わっておりました。ああいうのももう、昔だったらここでこうだったんだよなんていう話を聞いたりしたら、今本当にオートメーション化していて、

ああ、こうやって出荷されているんだなと。ただ、残念なことには、地元にはなかなか置いていないと。ほとんどが関東圏とかそちらのほうに行ってしまっているという話も聞きましたので、ぜひともそういうふうなトマト、あとネギ農家さんとか、そういうふうな感じのマップも、ちょっと面白いのではないかなと考えましたので、一言付け足させていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。答弁は要りませんので、ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は14時30分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

4番矢口 智君。

[4番 矢口 智君 登壇]

○4番（矢口 智君） 久しぶりの一般質問ということでありましたけれども、よろしくお願ひします。村長、私、二十歳過ぎから毎日日記をつけて、雑記ですけれども40年、今日は、本会議が始まりまして、コロナで長く療養した、昔でいうと病み上がりではなく、休養たっぷり取った村長がやけに元気がよいと。余計なことでした。

早速一般質問させてもらいます。私は今回、村の未来を思い描きたいと。私、いつも抽象的な質問の内容で大変申し訳ないのですけれども、村長に質問したいと思います。

人口減少が著しくなってきている今の時代で、将来の姿を想像することほど難しいものはないかと感じておりますけれども、これから世代が少しでも安心して暮らしていくよう道を示していく責任が私たちにあると考えています。

村の公共施設を見てみると、役場庁舎の整備計画がようやく前に動き出している状況ですけれども、そのほかの公共施設、どのようにしていくのだろうかと。耐用年数を基にした更新時期を明示して施設の整備の方針を村民に示し、広く意見を求めていくべきではないかと考えます。

また、子育て支援として、住宅の整備に加えて宅地の整備も今まで行っていますが、これから先どう進めていくべきなのだろうかと。新たな方針、施策を明示する必要、時期に来ないと感じています。その上で、子育て支援を含めた宅地の整備が必要なのではないかと。村として考えるべきではと思うますが、どうでしょうか。

非常に不確定な今の状況ですけれども、だからこそ村の未来を思い描き、村民に示し、問うていくことが重要と考えております。村長の中長期的な考えを聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 先ほど矢口議員の席に行って、本当に久しぶりにこういうふうな形の中で話合いができるねというようなことを申し上げたところがありました。やけに元気なのでしょうか。これが私の取り柄だというふうに私は思っておりますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

村の将来を思い描きたいという矢口議員の質問にお答えをいたします。

議員御意見のように、地方においては人口の減少に歯止めがかからず、本村でも定住人口が3,000人を割り込んでしまいました。私は人口の少なさを悲観するつもりはありませんが、ここ最近の出生数の極端な減少を危惧しているところであります。地域の活力や地域の相互扶助を維持しいくためには、若年層の定着が不可欠であると思います。

こうした考えに立ち、若い方々の結婚支援や子育て支援の充実に意を配してまいりました。さらに、中学生や高校生に本村の魅力を理解してもらい、地元への定着を図る事業なども行っているところであります。

さて、議員からは、若い方々の村内への定住を促すためにも、将来像を示すべきとの御意見をいただきました。私も同じ考え方を持っており、令和という新しい時代とともに策定した第4次総合計画において、時代の変化や多様化する地域課題に対応した村づくりを総合的に進める指針を示したところであります。

また、村の公共施設についても、その整備方針、いわゆる整備計画を村民にお示しし、計画的な整備を図るよう御意見をいただきました。

村では、平成29年に大蔵村公共施設等総合管理計画を定め、公共施設の現状と将来の見通しを示しております。施設ごとの対応については「大蔵村個別施設計画」を令和2年3月に策定し、村が所有する公共施設のうち71施設の建物を対象に今後の方針を定めており、ホームページで公表しております。内容は、所在地、管理課、施設名、床面積、構造、建築年度、耐用年数のほか、施設の現状、施設の課題、今後10年間の管理方針などです。

現在、庁舎建設のための基本計画を策定中でございますが、一定のめどが立った時点で、個別計画の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いを申し

上げます。

さらに、子育て支援としての宅地整備についてもお話をいただきました。

子育て支援対策関連としての宅地造成事業については、村としてもその必要性を感じております。御存じのとおり、子育て支援住宅退去後の村内定住の受皿として、令和元年に合海定住促進団地7区画を販売したところ、現在6区画が入居済みで1区画を売出し中でございます。本来は7区画全て売れたところだったのですけれども、よんどころない事情で一区画ですか、余ってきたというふうなことでございます。

昨今のウクライナ情勢やコロナ禍、円安等の影響による建築資材の流通が不安定なことや、価格の高騰により住宅建築需要が下がっている状況が見受けられますが、子育て支援住宅の入居期限を迎える世帯が控えていることから、その受皿として今後の需要はある程度見込めるものと考えており、以前の答弁でも申し上げましたとおり、今後の経済状況を考慮しながら造成候補地の選定も含めて検討してまいりたいと思います。

村内の条件のよい場所に用地を求め団地を造成し、子育て世帯に有利な補助制度を設け、住宅の建設を促すことは、若者世代の村内定着など事業効果は大変高いものと評価しております。

一方、村として一抹の不安や懸念もございます。地域の中で空き家や空き地が増える傾向がある現在の状況で定住団地を整備することは、結果的に子育て世代が有利に取得できる定住団地に集中することにつながり、親世代が暮らす地域の高齢化に拍車がかかってしまうことにならないか懸念をしているところです。

今後の住宅整備を検討していくに当たって、現行の定住促進団地の取組と併せて、地域の中で増えていく傾向にある空き家や空き地を子育て世代が有利に取得できる制度も検討が必要なのではないかと考えております。

議員御意見のように、先が読めない不確定な時代にあり、大変難しい課題ではありますが、議員皆様をはじめ村民の方々から意見をいただきながら解決策を模索してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願い申し上げ答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 休養十分の村長がお休みしている間、サッカー好きのおじさんは、代表敗退でテンション、大いに下がっているところで、腰も引けているような状態ですけれども、2回目の質問をさせてもらいたいと思います。

今、丁寧に答弁してもらいましたのですけれども、確かに施設の計画については平成29年に、令和2年というふうに示されておりますけれども、あくまでも私は、以前から村の村政運営に

関して、過去に戻っての批判といいますか、そうしたことは一度もなかったと思っていますし、今回も思っております。

なかなか、前のお話を聞きますと、例えばホームページに公表していましたと。確かに記憶はありますけれども、そのホームページ、村民の方のどのくらいの割合の方が確認しているかということにもなりますので、これはまた置いておいて、これからのことというふうなことで話をさせてもらいますけれども、なぜかといいますと、ようやく庁舎のお話が、私から言わせれば、随分長くかかったなど。ようやくまとまってきて、さぞや村民も関心が高いといいますか、あるのだろうと思っていたのですけれども、確かに場所については随分いろんな御意見をいただきましたけれども、その後は一切、庁舎のお話は聞こえなくなってきた。

どうしてかなと思いますと、役場庁舎に関して言えば、これは機能が新しくなるだけであつて、村民の皆さんにとっては、何だとは言いませんけれども、関わりのごく少ないという部分の話、まして私、昨日、マイナカードを頂きましたけれども、今、様々な手続も役場庁舎なしのという話になるじゃないですか。やはり若い人なんかは庁舎の建設なんていうのは、あら、何みたいな話。それよりも、例えば子育て世帯が私のうちにもありますけれども、やはり毎日の保育であつて、私も今年、めでたく前期高齢者ですけれども、具体的にやはり診療所が非常に愛しくなってきてというふうになってきますと、住民の皆さんの関心というのは、診療所はどうなるんだべと、保育所はどうなるのやというようなところになってきて、これまた最初に申し上げたように、大変先の見えない、つかめない世の中だなということの現れではないかと。

ですから、あえて村ではきちんと丁寧に説明をしているのは理解していますけれども、あえて我々も任期、今年度いっぱい、村長も今年度で、また次期頑張りたいという意欲もあって、さて、庁舎はまず、これは若い職員、若い職員と言うと失礼ですけれども、職員の皆さんを使いやすいように、機能的なようにしてもらえばいい話であつて、私自身も庁舎建設にはほとんど関心がありません。関心があるのは、やはり毎日住民の方が関わる施設、教育長もおりますので、中央公民館、社会教育どうするんだという話になりますけれども、これは今日は置いておいて、やはり一番関心が高いのは、保育、診療かなというようなことを感じています。

それで、村長に聞きたいのは、今言ったような話でですけれども、耐用年数というのが更新には重要なポイントになるかと思いますけれども、それと同時に診療所についても一般診療と、様々その機能についての課題もありますけれども、現在の診療所の診療体制、機能が果たして十分なのだろうか。今の保育、保育の体制、例えばその構造的なものも含めて十分機能しているのだろうかということを改めて考えていかなければならぬんじやないかと。基本的にそれ

はお金のかかる話ですから、やはり耐用年数とか、いろいろその中長期的な金額、重要なと思いますけれども、そうした住民の皆さん今の受けている状況を考えてみて、これからそれらに対して村はどうしていけばいいのだろうかというふうなことを考えているわけです。

これはやはり今まで順序よく検討していますよという部分を超えて、村長としての考え方、これを聞きたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、矢口議員から本心といいましょうか、もっともなことを言っていただいたというふうに思ってございます。役場庁舎建設についてようやく話が出てきたというふうな御発言がございました。私も就任当時から、この役場建設についてはどうするんだというふうなことを言われ続けてきました。でも、私が就任したときには、まだまだそのほかに整理をしていかなくちゃいけない公共施設が多々ございました。それに学校の統廃合がございました。

そういうことで、学校については、小学校1校、中学校1校というものが定まりつつあり、それについては大まかに了承していただいたというふうなことで、さて、そのリフォームといいましょうか、大規模修理あるいは建て替えというふうなことも含めて検討されたわけでありますけれども、大規模改修というふうなことで中学校については決定をしました。さらに、小学校についてはまだまだ建設して耐用年数もあるというふうなことで、今の現在の形に収まってございます。ただ、中学校の場合には、今年を含めて2回の大きな大規模改修がありました。

そういうことで、今考えてみれば、私も前任者のこと、どうのこうのとか言うつもりは全くございませんけれども、普通のおうちのことで考えた場合、リフォームを大きくするのであれば、建て替えのほうが安かったのかな、しかも状況に合った形の中で建設することができたのかなというふうな、1つの反省材料としてはございます。

そういうこともあったわけですので、そういう公共施設を、まずはずっと順序よく整備をしてまいりました。旧学校があったところに関しては、その利用を考えたり、あるいは取り壊しをして、その後にさて何をするというふうなことも含めて整備をしてきたところであります。そういうことに追われて、今までなかなか役場庁舎には手つかずというふうな状況でございました。

しかしながら、皆さんも御存じのとおり、令和2年の大蔵村の大洪水、いわゆる最上川の大洪水があったわけで、それで村民の方々からも、対策本部となり得る役場庁舎が浸水した場合、どういったことになるのかというような大変不安の声も聞かれました。あの当時は全て学校あ

るいはグラウンドに避難をしたわけでありますので、そのことについては一応の説明をし、理解をいただいたと思っていましたけれども、その後はやはり役場庁舎建設に村民の関心が高まつたところがありました。満を持してようやく役場を建てようかというふうな気持ちになった、私の気持ちであります。そのところを今、正直にお話を申し上げたところであります。このことに関しては、議員の皆様方も、あるいはある程度の村民の皆様方も理解をしていただいたというふうに思ってございます。そういったことで、今まで用地の取得委員会なり、建設委員会なり、そういういたるものも審議機関を立ち上げ、今までに至ってございます。

そういうことで、しかしながら矢口議員が押さえていることとしては、その時期も1つ過ぎてしまったような形の中で、果たして役場建設がとうのこうのではなくて、住民は別のほうに行っていますよというふうな、非常に耳の痛いといいましょうか、鋭い指摘をいただいたというふうに思ってございます。確かに私ども、生活をしていく上では、役場庁舎は役場の方々、職員が仕事をする場所であり、新しい庁舎を建てても、何ら私たちの生活に影響がないというふうに思うのも当たり前のことだと思っています。ただ、建設から60年を過ぎて、耐震もクリアされていない、そういうことの建物なですから、当然、そして浸水想定区内にあるというふうなことで、建て替えは必須の条件でございました。そういうことから今回、先ほども繰り返しますけれども、満を持してこの役場建設に名乗りを上げたところがありました。

矢口議員がおっしゃっておりましたけれども、これは冗談半分の中で言ったと思うのですけれども、関心がないというふうなことを言われました。矢口議員が関心がないというようなことは、大変これは問題があることあります。逆にリーダー性を發揮していく役場の、役場といいましょうか、議員内を議長とともに、副議長さん、あるいは各委員長さん方とともに、この庁舎建設についてはどんどんと我々にいろんな意見を申し上げて、提言を申し上げていただいて、むしろその建設に関してリーダーシップを発揮していただきたい方でございます。そういうことで、そのところは私は半分を聞いておりますので、ぜひそういう形でお願いしたいものだなというふうに、まずは申し上げておきたいと思います。

それで、一般村民は健康第一、それから子育てが大事。これは今の世の中で誰しもが考えられる一番重要な件でございます。そういうことで、やはり診療所の在り方、今の場所でいいのか、設備、といった診療について、その機能を十二分に果たしているのかというふうなこと、それから保育所もそうです。そういうことで、心配をされているというのは当然のことかと思います。

ですけれども、物には順序というものがあるんですね。やはり役場庁舎を移して、そしてそ

の大体同じフロアの中で、フロアといいましょうか、同じ屋敷内の中に、私は公共施設をまとめて建設をし整備をしていくべきだというふうに捉えてございます。

そういう中で、まずこの冊子にまとめてある大蔵村公共施設等総合管理計画、それからこれは個別施設計画であります。これはあくまでも計画であって、年度ごと見直しをしなくてはいけません。今考えるに、大蔵村の役場が移転をし、そしてその機能を果たしていくとなれば、私が今申し上げましたとおり、その領域内に公共施設をまとめて、まとめてといいますか、集合して、そして建設をしていくべきというのは、これは順当な考え方、誰しもが思えることであります。

そういうことで、まずは順序があるわけですから、役場建設というものに絡めて、その計画をしっかりと練り直しながら、村民に公表していくべきかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 今村長が言われたように、庁舎建設予定地、今年も何回か、八幡様のほうの奥まで行ってみたりして、広い土地なので、私はちゃんと頭の中に絵を描いていますけれども、やはりそういう考えが大事なのだろうというふうに思います。亜炭層のことがあっても全て悪いわけではなくて、固いところに建物というふうにすれば十分に、それで広い土地、しかも未開発といいますか、それ以外は何ら進展する場所ではないのだろうと、そういうところで、行政であれば様々な工夫ができるのではないかと思うかと。村長と考えが一致するところで、そのように進めていただきたいというふうに思います。

もうどうしても、私の考え方で、考え方といいますか、感じるところで言いますと、議員活動でいろいろな、他町村の例を挙げるわけではないですけれども、いろいろ見て感じるのが、大蔵村は非常に確実に丁寧に進めているというふうなことを思います。大きな冒険とすれば、例えば水力発電というのがありますけれども、やはり確実にというふうな印象を持っています。ですから、村政に対して様々な心配することがないなという印象です。そういう印象から見て、逆に言えば、確実過ぎてその進展が遅くなりはしないかと、不安ですか、そういうこともあります。

私は、例えば人口減少だ、高齢化だと騒ぐのはいいのですけれども、これは現実なので、これから世代が安心して住めるようにするとなると、やはりなかなか見えないところはありますけれども、見えない分、見えないだけ、やはり一歩と言わず、1.5歩、2歩というふうに先

を見て、集中して物事を考え進めていかなければならぬのではないかと。それがたとえ見誤るなんていうことになるかもしれませんけれども、しかしそれはそれで確実にと言つてゐるだけではやはり住民の皆さんに、特に若い世代に飽きられてしまうというか、見捨てられると言うとちょっと言葉は悪いですけれども、そういうふうになっては遅いのではないだろうかと。

今の若い人といいますか、悪く言うのではないですけれども、非常に交流の行動の範囲が広くなりまして情報がすごいし、非常に考へているんだなというふうな印象を持っています。そうした世代に合わせることは不可能かもしれませんけれども、思いを寄せながら村政運営を進めることが重要でないだろうかと。いま一段、思い切った考へが必要でないだろうかというふうなことを思つています。

同じこと何回も繰り返してもなんですけれども、私は、これは質問ではないですけれども、今、白須賀のバイパス、やっていますけれども、恐らくあれができますと、あそこを通つて翠明荘の辺りから下るわけです。肘折温泉から来ますと、真正面に役場庁舎が現れるだろうなと。そして、あそこ一帯が目の前に開けてくると思います。その一帯に様々な施設を集積するということは非常にいいのだろうなと思います。

それで、宅地の件については、この間、昭和村さんが来て現地で説明したときに、次はないのですかみたいな、ちょっと説明をする資料がないみたいな感じがしましたので、それはそれでそういう子育て世代の様々な調査をしているはずでしょから、そこはその辺でやはりいろいろ考へて、できればその同じエリアにそういう子育てと限定しなくとも、宅地の提供といいますか、提供する場所を考へてみるのもよいのではないだろうかというようなことも思います。

これは無理かと思ひますけれども、行ってみても、何ていいますか、原生林の中に入ったような気がします。八幡様の裏に行きますと。それこそ何か恐ろしい、昼でも気持ち悪いような。一番いいのは、立ち木を全部切つてしまつと、それが一番いいかと思ひますけれども、私としては、広く土地を求めて不要な木を倒してみて、そして絵を描くのが一番ではないだろうかというようなことを考へています。これは村長に対して提案ということで、時間も時間ですので質問は終わらせてもらいます。答弁は要りません。ぜひ考へてみてください。

ということで、一応一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

[6番 海藤邦夫君 登壇]

○6番（海藤邦夫君） 私は、「高齢者に優しい村づくりを」ということで、テーマでもって村

長に伺います。

戦後生まれの団塊の世代が2025年には後期高齢者になる、村の人口に対する高齢化率が上がることが考えられます。若いときは何でもなかった車の運転や農作業なども、足腰の痛みなども伴い、体の自由が思うようにいかなくなるのが現実であります。独り暮らしの高齢者が増加し、冬期間の除雪作業もかなり苦労している人も見受けられます。また、屋根の雪下ろしなどは本当に大変な重労働で、今後高齢者が増加して独り暮らしの人が、家も維持できなくなることも考えられます。独り暮らしの高齢者に対して集合住宅なども考えてもいいかと思います。

今、本当に人生100年時代、高齢者に対して村がどう対応していくか、村長に伺いたい。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「高齢者に優しい村づくりを」という海藤議員の質問にお答えをいたします。

海藤議員からは、人生100年時代に高齢者に対して村ではどう対応していくのか、独り暮らしの高齢者に対して集合住宅などの整備も必要ではないかとの御意見をいただきました。

議員御意見のとおり、戦後の昭和22年から24年生まれの方々が、いわゆる団塊の世代と呼ばれており、間もなく後期高齢者年代を迎えることから、日本全体で高齢社会について活発に議論が交わされております。本村の状況を見ますと、本年4月1日現在の人口は3,003人で、65歳以上の高齢者は1,229人、そのうち前期高齢者は597人、後期高齢者は632人で、高齢者の割合は40.93%となっており、また高齢者のみで構成される世帯は250世帯で、うち独り暮らし世帯は119世帯となっております。

高齢者の福祉については、令和元年度に福祉施策や介護サービス等の在り方について広く住民の意見を伺うため、ニーズ調査を行ったところでございます。その調査からは、自分が現在住んでいる地域で長く暮らしたいとの思いや、子供や孫と離れて暮らす寂しさといったことを強く感じ取ったところでございます。

その上で、行政に求めることとして、定期的な訪問による相談相手の要望や、地域の高齢者が集まっての食事会の開催、さらには自分が認知症や介護が必要になった場合に入居できる施設整備に対する要望などが多く寄せられました。また、常に居住する住宅ではなく、冬期間だけ過ごせるアパートの設置や介護福祉施設の充実を望む声がありました。さらに、認知症や老介護など将来への不安を抱いている意見や、将来の介護施設への入所を考えていること、介護されないように介護予防に力を入れてほしいなどの前向きな意見をいただいております。

こうした意見に触れ、私は少なからぬ寂しさを感じ、家族の在り方を考えさせられた思いでした。自分の子供などの家族の世話になりたくないとの思いを強く感じたからであります。これまで社会を支えていただきました方々を、これまで暮らしてきた地域で、心配なく、健康で過ごしていただきたいとの思いは強く持っていますが、行政として行えることに限界があるとも考えております。

村として、今後も冬期間在宅で暮らす高齢者には、独り暮らし老人等の除雪扶助や安否確認のための巡回事業、また各地で運営しているサロンなどで介護予防運動教室などを行い、心配なことなど気兼ねなく相談できる体制を整え、専門機関などを交えながらよりよい方向に導ける体制を充実してまいります。

議員御意見のように、高齢者の集合住宅も考慮すべきではあると考えますが、そこでも見守りや生活援助といった支援が必要ではないかと思われますので、高齢者が独立して生活することに不安のある方が、安心して明るい生活の場を提供する施設として平成16年に開所した生活支援ハウス翠の利用を考えていただければというふうに思っております。

基本的には自助、共助だけでは補えない部分について、公助でという考えが大切であり、現在の諸制度を活用しながら、村民の方々の健康寿命を延ばし、地域の活力やつながりの形成に努力してまいりたいと考えます。誰もが生涯健やかに、幸せに暮らせる地域を目指し、人生100年を見据え、村民の方々の御意見を伺いながら、実効性のある支援体制を構築してまいりますので、議員皆様方からの御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　本当に今、昔は10年一昔と言われていたぐらいですけれども、今は5年一昔と言ってもまだ本当に、もっともっと早いような感じがするような時代でございます。団塊の人たちもう後期高齢者になる時代はすぐそこまで来ています。私も団塊の世代で、後期高齢者にもう足を踏むところでございますけれども、私の同級生ですけれども、大蔵学区というか、そういう人たちの中でも今、22人いるんですよ。同級生という中で。肘折とか沼の台の人たちも数えないでそのぐらいいるのです。ましてや私のすぐ下の学年といいますか、1学年下の人たちは、まずそれ以上いると思います。

本当に今、こうして考えてみると、これからどんどんどんどん高齢者が増えていく中で、やはり施設というか、そういうものも足りなくなるんじやないかと思うのです。老人ホームでも翠明荘でも、足りなくなつてからでは本当に遅いのではないかと私は考えているのです。それで、100年時代ですから、まだ早く75でも、最低でも10年ぐらいはまだ生きている可能性

がある人が大体いると思うのですけれども、100年まではいかなくても、そういう人たちがどんどん増えてくる中で、やはり一番私、考えるのは、健康でいる分には何ともないですけれども、健康でなくなって、果たして施設に入るような、介護されるような状態で、老老介護みたいな中で、施設に入りたいのだけれども入れない、そういうことも事実に起きてくるのではないかと心配するのです。

そこでもって、1軒の家を持つということは、それを維持していくということは本当に、夏はいいのですけれども、冬は本当に大変なことです。その息子とか後継者がいればいいのですけれども、なかなか今そういう人たちが少なくなってきた状態でありますので、高齢者住宅じゃないですけれども、そういう村営住宅でもいいのですけれども、そういうものを増やして、高齢者をもう少し大事にするような施策ができるものかと考えておりますけれども、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず、認識の違いといいましょうか、海藤議員の中で、私ども、議員さんも含めて、私ら執行部も、役場職員も、全てお年寄りを大事にしていないということはありません。大切に大事に村民として対応していますし、これからもその思いは変わりありません。私が申し上げているのは、行政として越えられないところもあるんだというふうなことも御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。もちろん各家庭の個人差といいましょうか、そういうものはあろうかと思います。当然、そういった対応について、村として福祉の村を自称している以上、しっかりとした対応もしているつもりでございますので、今1回目の答弁で申し上げましたとおり、大蔵村はよその自治体から比べて積雪量も大変多いということで、自宅前の除雪、そういったものも大変だということで、見回り隊の組織をしながら、業者委託をしながら対応していますし、安否確認もしてございます。

そういうことも含めて、あるいはクラッチでの安否確認とかといったものも含めて、これから迎える、今迎えているデジタルの社会、それに対応した形でデジタルの活用も含めて、これからこの村づくりというもの、やっていかなければならないというふうに考えているところであります。ですから、お年寄りの皆様方を決して大切にしないというのではなくて、本当に本当に大切にしているんだというようなことをまず御理解をいただきたいというふうに思います。

そういう中で、1回目の答弁としては、村で委託をお願いしている施設でございますけれども、そういった方々に対して入居をしていただく翠という施設がございます。それも空いて

いる状況の中で、大がかりな形で、今の時点でそういった高齢者住宅ということを建てるということはなかなか難しいことだというふうに思っています。

それから、1つの方法として、私は、今の空き家を活用しながら、地域で相互扶助の中で、何でいうのでしょうかね、寄り合い所帯のような形で生活していくようなところを何とか大蔵バージョンで立ち上げできないかなというふうにも思っているところであります。例えば、私の住まい地であります大坪のことを考えれば、割と大坪は今のところそういう家庭がございません。ですけれども、これから出てくる可能性はございます。

そういうことで、廃屋、空き家を活用しながら、何世帯かの独り暮らしの皆様方が同居をしながら、炊事とかそういうものも当番制なり、いろんな規則をつくって共同生活が、シェアハウスのように共同生活ができるのかというふうなこともこれから考えていかなければならぬというふうに思っています。

そのことについては、実際それを希望する方があればというふうなことで、その実態をつかまなくてはいけない、意向を聞かなくてはいけない、そういう面も出てくるわけですけれども、今現在、翠を利用されていないというのは、独り暮らしあるいは夫婦者2人暮らしであっても、なかなか利用できないというのは、まだ、まだ間に合っているかなというふうなことなのでしょうかね。その辺も含めて、村としてその手当てができているから、そういうことを利用しなくても何とかやっていけるというふうな感じでなっているのかなというふうに私は思っております。

ですけれども、一番やはりそのお年寄りの皆様方が安らぐのは自分のうち、自宅でくつろげる、それが一番だというふうに思っています。そういうふうな生活ができるうちはやはり自宅から離れたくないというのが現状だと思います。

ただ、これも1点目の答弁で私、申し上げましたけれども、その子供さんたち、親戚がなかなかそういったことで親の面倒が見られない、また親自身も子供さん方あるいは親戚その他の関係者のお世話になりたくないというふうに思っていること、そのことが逆に問題なのかなというふうな思いもございます。誰しも人の世話になりたくないというのは当たり前かもしれませんけれども、こういった片田舎だからこそ、やはり隣近所、親戚、そういった方々が共に手を取り合って協力をして生活していく、そういうふうな昔ながらの、いわゆる関係も必要なのかなというふうに私は感じております。

そういうことも含めて、今後、海藤議員が言われるように、人生100年時代を迎えた中でしっかりと対応してまいられるように頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　今、村長のほうからそういうふうな、大事にしているというような話を聞きました。最近なのですけれども、何か自分のうちも古くなつてどうしようもないから、大蔵村に住みたいのだけれども、なかなか住むところ、独りで住むところが、高齢者なのですけれども、また娘とか息子のところに行く、そういうふうな余裕もないのかもしれませんけれども、ほかの市町村の公営住宅に移っている人もいるのです。果たして村でそういうふうに高齢者を思っている中で、そういうふうなことが起きているということは、何か矛盾を感じるんですね。

もう少し、だったらほかの市町村に行かなくて、やはり相談できるような行政であってもらいたいと思うのですけれども、そのところちょっとお願ひします。

○議長（鈴木君徳君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　相談体制は万全に私はしているというふうに思ってございます。ただ、相談に来るか来ないか、その違い、それからその行く先が親戚だったり、そういう方々がいらっしゃるとか、いろんな事情があろうかと思います。こんなことは言えないわけですから、それぞれ事情があって、やはり村から出ていかれるというようなことであれば、それを無理に引き止めるということはなかなか難しいものかと思います。

ただ、総じて多くの方々が村から出ていかないようにというようなことで、今海藤議員がおっしゃるとおり、いろんな手だては尽くしているつもりでございます。そのほかの細部については、なかなか私どもまで届いてこないということ、今、海藤議員がおっしゃったように、村の対応が駄目なせいでそういうふうなことになっているというふうには、私は感じおりません。ですから、非があるとすれば、その辺はしっかり改めていかなければならぬというふうに思ってございます。

ただ、何回も言いますけれども、村としてできること、できないことには、やはり制限があるというふうに思ってございます。そういうことの中で、いろいろ事情があるというふうなことで、やはり村を去ることであれば、それは致し方ないことだというふうに思っています。

1つ関係ないことですが、それに関わって、私は廃屋にするに当たって、村を出していくに当たって、補助金をあげてそのお家なり建物、そういった資産を整理する、そういったことをやつたらどうでしょうかとよく提案をいただくことがあります。ですから、村を出していくに当たって、補助金をいただいてそういった財産、そういったものを処分することはいかがかな

というふうに思ってございます。むしろそれだったら、その本人が駄目とすれば、その親戚縁者、いろんな関係者の中で、そういった家庭についてしっかり面倒見ていただきたいというふうに思っているところであります。

そういうことで、村を出ていく方に対して、あえて補助金をあげて出すということは、果たして村のお金を使うことがいいのかなということを私は疑問に思うからであります。これは、議員の皆様方の判断ももちろんありますけれども、一応村の執行部としてそういうふうな形でそれは決定してございます。

そういうことでございますので、それぞれの事情がある、その入れる部分というのは限られるというふうに思ってございますので、細部についての云々というのはなかなかこの場で語り尽くせるものではないというふうに考えます。その辺も御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　住宅は難しいといいますか、やはりなかなか金のかかる事ですから、本当にこういういまいいかないのですけれども、やはり今後これからも考えていいってもらいたいと思います。でないと本当にこれから高齢者がどんどん増えていく中でどうしたらいいのだろうとやはり自分の住むところが、ましてや豪雪地帯でありますから、そういう人が、独り住まいの人が随分いるのです。清水の中にもいますけれども、そういうことを考えてもらいたいと思います。

それからなのですけれども、免許を返納した人たちへの対応なのですけれども、何かその対応がもう少し何かできないものかなとちょっとと思うのですけれども、こここのところはどういうふうに考えているか、お願いします。

○議長（鈴木君徳君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　質問されている趣旨がちょっとといまいち私は分からないんですけども、例えば大蔵村で取っている、その額面、額面を大変、申し上げて申し訳ないのですけれども、お礼として差し上げるもの、2万円分の商品券、それから2万円分の大蔵村のバスの回数券を準備してございます。それでなくてというふうなこと、そういったことで、その返礼品というのでしょうか、それをもっと多くしてほしいということでしょうか、それともその内容について問題があるというふうなことなのでしょうか。その辺をもう一度、少し教えていただければ、答弁もできるのかなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） もちろん中身のほうもやはりその程度しているんだということですけれども、本当に免許を返納したということは、もう車に乗れないということなのですけれども、ちょっと行動範囲が狭くなるんですよね。ましてや本当に痴呆症、やはり免許を取られたということに対して、精神的に本人も物すごく、何ていうか、がっかりしたというか、それでもつて痴呆症に進む人も随分いるんですよ。

ですから、免許を返納して車に乗れないという人に対して、今、電動三輪車とか四輪車、ありますね、ああいうものに乗って畠とか自分の行きたいところに行くという、そういうふうな人も随分いるのですけれども、あれ、結構値段するんですよね、高額で。ああいうものにも補助できないのかなと私は考えているのですけれども、そのところ、どうですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1つ考え方には相違があるような感じがしますので、それを釈明させていただきます。免許証返納については、決して取り上げられたとか、村から強制的に返納を命じたと、お願いしたというものではありません。それはあくまで本人が、自分が運転するに当たって、運転するのはいいのですけれども、相手があるわけです。車の事故を起こすというようなことですね。それで他の人を傷つけたりしてはいけないなというふうな思いで自主的に返納するというふうなことでございます。そういうことですので、まずは取り上げられたというふうなことではないということをまず御理解をいただきたいと思います。

それから、当然今、行動範囲が狭くなるというふうなこと、交通の便が悪いところでございますので、そういうところも多々あろうかと思います。その辺については、以前からいろんな形の中での公共交通というふうな在り方についても皆様方から御指摘もいただいております。それについてもすぐに解決できるものではありませんけれども、いろんな提言案を検討しながら、それに代わるものというふうなことも含めてやってございます。

1つは、村の循環バスというんでしょうかね、各路線バス、全て村民であれば無料というふうなことをしていますし、スクールバスと混乗になりますけれども、そういうふうなことをして、その回数を多くしたりとか、いろんな手立てがあろうかと思います。

そういうふうな検討もしてございますし、それから海藤議員が今おっしゃっていただいたとおり、電動スクーターというんですかね、そういったものを、補助金がないのかというふうなことも、それについてもなるほどなというふうに私、今感じたところでありますので、そういったこともどこでしているからということではなくて、大蔵村がそういうふうなことをやったそうですというようなことでもいいしね、そういうようなこと、新しいことに取り組めるとす

れば考えていきたいなというふうに思っています。

ここでするということではなくて、いろんな形でそういったことを検討しながら、免許証を返納された方々が、少しでも行動範囲が広がるような形の中で行動できるようにやっていかなくてはならないというふうに考えております。その件は非常に参考になりました。分かりました。ありがとうございます。そういうことです。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　健康寿命、健康寿命といいますけれども、本当に何か今、私たち、今は仕事をしているからそうでもないのですけれども、もし仕事をしなくなったりなんかした場合、夏はグラウンドゴルフとかパークゴルフとかあるのですけれども、冬分に何もなくなるんですね。強いて言えば卓球ぐらいできるのですけれども、何か個人的にもそういうスポーツ、スポーツじゃなく体力づくりができるような、冬分にあったらなと思うのですけれども、何かそういうもの、生涯センターにありますか、ちょっとお願ひします。

○議長（鈴木君徳君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　体力づくりをするものについては、以前に中央公民館の3階にあったのですけれども、それをまとめて赤松の生涯学習センターに設置してございます。器械・器具、いろんな器械がありますので、ぜひ夕方で結構だと思いますので、あるいは雨降りとか雪降りの日中でも結構ですので、そういうところを利用していくだけれども、あるいは今、室内でできる、いろんなグラウンドゴルフとかそういうものの、ボールを違うことによってできるような競技がありますので、そういうことも大蔵スポーツあるいは社会教育委員会とか、教育委員会の中でいろんなことを考えておりまして、そういうものを利用していただければと。あるいはサロンでいろんな運動もやっていますので、ぜひそういうところに参加されたり、先ほども矢口議員から話がありました。やはり今この時代、一番関心があるのは自分の健康だというふうに思っています。やはり自分の健康、自分が一番分かる。だからこそ、いろんな健康法というか、そういうことも見つけて精進をするというようなことが非常に大事なことだろうというふうに思います。ぜひいろんなことに、試されてはいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　手ぶらでもそういうふうな高齢者に対して、大変私の知らないところでございますけれども、そういうふうに取り組んでいるということで、本当に感謝しているところでございます。これからもまだ、これからどんどんどんどん高齢者が増えてきますので、高

齢者の健康面も考えてもらって、よりよいものにしてもらいたいと思います。特にありませんので、どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時10分 散会

令和 4 年 12 月 9 日（金曜日）

第 4 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和4年12月9日（金曜日）

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	3番	佐藤雅之君
4番	矢口智君	5番	加藤忠己君
6番	海藤邦夫君	7番	佐藤勝君
8番	早坂民奈君	9番	長南正一君
10番	鈴木君徳君		

欠席議員（1名）

2番 八鍬信一君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷英真君

議事日程 第2号

令和4年12月9日（金曜日）午前10時00分 開議

第 1 議第 83号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

第 2 議第 84号 大蔵村村民栄誉賞条例の設定について

第 3 議第 85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

第 4 議第 86号 大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議第 87号 大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議第 88号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議第 89号 大蔵村特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議第 90号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議第 91号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議第 92号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議第 93号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議第 94号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

第 13 議第 95号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第 14 議第 96号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 15 議第 97号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 16 議第 98号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

第 17 議第 99号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は7名の方の一般質問、誠に御苦労さまでした。

また、御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴していただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

八鍬信一議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第83号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第83号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。今、議長から御挨拶あつたとおり、昨日の本会議一般質問、誠に御苦労さまでございました。今日1日の審議になりますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第83号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に4,710万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億630万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいましますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第83号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第19号

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

令和4年度大蔵村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億670万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年10月24日

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

2 歳入

14款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金2,463万円、2目民生費国庫補助金1,463万円、3目衛生費国庫補助金40万円。

15款県支出金 2項県補助金 2目民生費県補助金35万円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金749万円。

10ページをお開きください。

3 歳出

2款総務費 1項総務管理費 8目地域振興費2,130万7,000円、こちらにつきましては、コロナ禍での生活支援、電気、石油、ガソリン等のエネルギーの物価高騰対策として全世帯への商品券2万円を交付する事業でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費158万3,000円、こちらにつきましてはマイナンバーカードの取得促進に係る経費でございます。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費1,533万円、こちらにつきましては住民税非

課税世帯への5万円の支給することを柱とした事業でございます。

次のページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費36万2,000円、4目予防費3万8,000円。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費600万円、こちらにつきましては肥料価格高騰対策を行う事業に要する経費でございます。

7款1項商工費2目商工振興費200万円、こちらにつきましては貨物運送事業者への緊急支援対策でございます。

9款1項消防費4目危機管理費88万円。

次のページをお開きください。

概要につきましては、主に避難所用の備品整備に要する経費でございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2 議第84号 大蔵村村民栄誉賞条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第84号大蔵村村民栄誉賞条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第84号大蔵村村民栄誉賞条例の設定について。

この条例は、村民に夢と希望、活力を与えるとともに、本村の名を高めることに顕著な功績のあった者に対し、大蔵村村民栄誉賞を贈呈することについて必要な事項を定めるため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第84号大蔵村村民栄誉賞条例の設定について。

大蔵村村民栄誉賞条例を次のように制定する。

大蔵村村民栄誉賞条例。

こちらにつきましては、過日議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

次のページをお開きください。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第85号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第85号大蔵村地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

この議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、本村関係条例についての所要の整理を行う必要があるため提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第85号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように設定する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

こちらにつきましても議員全員協議会で詳細を説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

最終ページより3ページほど前の附則を御覧いただきたいと思います。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

こちらの附則についても、内容等は説明済みということで割愛させていただきますが、主に経過措置に関する規定でございます。

最終ページをお開きください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第86号 大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第86号大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第86号大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、本村職員の定年等に関する条例について改正を行う必要があるため提案するものあります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第86号大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

詳細につきましては、こちらにつきましても議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

5ページほどめくっていただきますと附則がございますので、御覧いただきたいと思います。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

以下、説明済みということで、主に経過措置に関する規定を行っているものでございます。
最終ページをお開きください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第87号 大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第87号大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第87号大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方公務員法の一部改正に伴う本村職員の定年引上げに鑑み、本村職員定数について改正を行う必要があるため提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第87号大蔵村職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましても、詳しい内容につきましては議員全員協議会で説明をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第88号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第88号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第88号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、人事院勧告及び山形県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給与改定を行う必要があるため提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第88号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

詳細につきましては議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

中ほどの附則からお願いします。

附則。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

次のページをお開きください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第89号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第89号大蔵村特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第89号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、本村の特別職の職員の期末手当を改定するため、本条例案を提出するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第89号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましても、詳細につきましては議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

附則。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第90号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第90号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、人事院が行った公務員人事管理に関する報告に鑑み、職員の勤務時間、休暇等の改定を行う必要があるため提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいます
ようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第90号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましても、詳細につきましては議員全員協議会で説明させていただきましたの
で、割愛させていただきます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな
いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第91号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第91号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第91号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください
ますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第91号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきます。

次の次のページをお開きください。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以下、附則につきましても説明済みということで割愛させていただきます。主に経過措置となります。

次のページをお開きください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第92号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第92号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用して、多機能端末機より交付する住民票の写し等の手数料について規定するとともに、住民基本台帳に関する手数料を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第92号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例。

大蔵村手数料条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、こちらも全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきます。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大蔵村手数料条例の規定は、施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第93号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第93号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第93号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、住民サービスの向上及び個人番号カードの利活用の促進を図るため、個人番号カードを使用して、多機能端末機より印鑑登録証明書の交付をすることができるよう、また、窓口において個人番号カードでも印鑑登録証明書の交付ができるように規定するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第93号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例。

大蔵村印鑑条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

こちらも、改正内容につきましては全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきます。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第94号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第94号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第94号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,670万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） それでは。補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議第94号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度大蔵村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,670万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費について説明させていただきます。

6ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」

追加でございます。

2款総務費 2項総務管理費、事業名、公用車購入事業でございます。金額が407万円。

6款農林水産業費 1項農業費、農業基盤整備促進事業でございます。1,210万円。ため池安全施設整備事業、300万円。

合計1,917万円でございます。

10ページをお開きいただきます。

2 歳入

12款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目農林水産業費分担金15万円の減。

2 項負担金 2 目民生費負担金492万6,000円の減。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金125万5,000円。

2 項国庫補助金 3 目衛生費国庫補助金10万円。 4 目土木費国庫補助金14万1,000円の減。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金202万4,000円の減。

2 項県補助金 3 目衛生費県補助金 2 万円。 4 目農林水産業費県補助金181万4,000円。

次のページをお開きください。

16款財産収入 2 項財産売払収入 1 目物品売払収入53万9,000円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金1,200万円。

20款諸収入 4 項 5 目雑入151万3,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出

これにつきまして、さきに可決いただきました給与改定に伴いまして、給料、職員手当、共済費等の補正が、一般会計、特別会計共にございますので、よろしくお願ひいたします。

1 款 1 項 1 目議会費 5 万7,000円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費213万1,000円。

4 目会計管理費180万円の減。

5 目財産管理費136万2,000円。こちらにつきましては光熱水費等の補正がございます。

9 目情報システム費90万3,000円。財務会計システムの改修等の経費がございます。

11目情報通信基盤施設管理事業費。こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

次のページをお開きください。

○住民税務課長（中島輝美君） 2 項徴稅費 1 目稅務総務費79万5,000円。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費19万3,000円。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費64万3,000円。

2 目国民年金費 4 万円。 3 目老人福祉費 6 万3,000円。

次のページをお開きください。

4 目障害福祉費301万9,000円。これにつきましては、障害福祉に関しまして、サービス費が増加しているものでございます。 5 目国民健康保険費397万6,000円の減。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費107万円。

2目児童福祉施設費447万2,000円の減。こちらにつきましては、8節の負担金補助及び交付金がございますが、交付税の算入区分が減額になったものでございます。

4款衛生費 1項保健衛生費、次のページをお開きください。1目保健衛生総務費185万3,000円の減。2目成人老人保健事業費4万円。3目母子保健事業費2万5,000円。4目予防費54万6,000円。7目浄化槽費20万円。

3項1目簡易水道費268万3,000円。

○産業振興課長（越後 亭君） 6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費79万3,000円。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費156万4,000円。4目水田農業経営確立対策事業費6万9,000円。6目農地費300万円。

2項林業費 1目林業総務費46万2,000円。

7款1項商工費 1目商工総務費14万9,000円。

次のページをお願いいたします。

3目観光費50万円の減。

2項1目地域活性化促進費17万8,000円。

○地域整備課長（若槻 寛君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費26万9,000円。

2項道路橋りょう費、次のページを御覧ください。1目道路橋りょう総務費19万4,000円。

2目道路維持費96万円の減。3目道路新設改良費505万6,000円の減。4目橋りょう維持費28万5,000円の減。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費634万6,000円。

6項住宅費 1目住宅管理費7万3,000円。

次のページを御覧ください。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款1項消防費 2目消防施設費104万5,000円。これにつきましては、肘折地区小松淵に添架されております防火用水の漏水修繕工事となります。

4目危機管理費70万円。

○教育課長（鳴海由紀子君） 10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費41万7,000円。

2項小学校費 1目学校管理費6万3,000円。

次のページをお開きください。

3項中学校費 1目学校管理費13万8,000円。

○地域整備課長（若槻 寛君） 11款災害復旧費 2項1目公共土木施設災害復旧費6万5,000円。

2ページへお戻りください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 23ページの14節工事請負費、ため池安全施設整備工事、これは場所はどこなのですか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 藤田沢のため池になります。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 23ページの18節新規狩猟者確保対策事業費補助金100万円の件ですけれども、最近、鳥獣の被害がかなり拡大しておるというようなことで、こういう形で新規狩猟者を募るということだと思うのですけれども、どういう形で新規狩猟者を、資格を与えるというかな、取ってもらうつもりでおるのか、その点について伺います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 近年、猟友会の会員も非常に減っておりまして、このままで狩猟、有害鳥獣駆除に対する対応が困難になるというふうなことで、昨年から毎年やっていくことなのですけれども、昨年から特に新規狩猟者の確保をやってまいりました。そこで、現在のところ、5名の若い方々の狩猟者が現在、免許取得の準備をしております。

そうした中で、この100万円の補助金というのは、免許、それからそれに伴う講習手数料等で約10万円ほどかかります。それに対する2分の1の補助金と、それから銃の購入に対して25万円ほどかかります。さらに、その銃を保管する、さらにその登録を含めますと40万円ほどかかります。この40万円の上限を補助として15万円、合計で20万円の補助、1人当たりですね。その5人分として計上させていただきました。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 現在、狩猟の資格を持っている方が年々減っているというような話は聞いておるのですけれども、やはり管理上、それから試し撃ちといいますか、そういう練習もしなくてはならないというような話も聞いておるので、維持していくには大変なことだなと

いうような話を伺っております。

やはり先ほど申しました鳥獣の被害について、駆除していただくのはこういった方々にお願いするよりほかないと私は思いますので、補助の点については十分充実した形で応援して、ただいま5名ということになっておりますけれども、それにも年々増えていくような状態を考えいただければと思っております。

特に、山間部の鳥獣の被害については農家の皆さんも大変困っておりますので、そこら辺の対策をしっかりとお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第95号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第95号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第95号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,572万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 34ページをお開きください。

議第95号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,572万5,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

40ページをお開きください。

2 岁入

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金402万2,000円の減。

2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金422万2,000円。今年度、保険税率を引き下げたことに伴い国県の負担金も減額となったことから、基金を活用するものです。

次のページをお開きください。

3 岁出

2款保険給付費5項葬祭諸費1目葬祭費20万円。

34ページにお戻りください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申しあげます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第14 議第96号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3

号)

○議長（鈴木君徳君）　日程第14、議第96号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第96号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に354万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,162万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。
詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいま
すようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻　寛君）　補正予算書の46ページを御覧ください。

議第96号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,162万4,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

52ページを御覧ください。

2　歳入

2款繰入金1項1目一般会計繰入金268万3,000円。

4款諸収入1項1目雑入85万7,000円。

次のページを御覧ください。

3　歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費354万円。

46ページへお戻りください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長　加　藤　正　美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第97号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第97号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第97号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に634万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,322万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 補正予算書の58ページを御覧ください。

議第97号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,322万1,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

64ページを御覧ください。

2 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金634万6,000円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費634万6,000円。

58ページへお戻りください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 67ページの下水道管理費の需用費の中で360万円修繕料とありますが、これはどこの部分でしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） こちらにつきましては、清水下水処理場の液面計が破損しまして、対応につきましては、工事で対応したほうが望ましいというふうな結論から、流用して工事で発注させていただいておりました。その減額分を360万円増額させていただいたというような状況でございます。

以上です。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第98号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第98号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第98号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に245万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,535万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の70ページを御覧ください。

議第98号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,535万7,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶌入歳出予算補正」による。

76ページを御覧ください。

2 嶌入

1款診療収入1項外来収入5目その他の診療収入400万円。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金186万6,000円の減。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目診療費補助金32万1,000円。

次のページを御覧ください。

3 嶌出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費245万5,000円。

需用費の修繕費の内容について説明いたします。歯科のエックス線の撮影の器具がちょっと故障しております、その修理という内容です。あと、工事請負費の歯科用オンライン資格確認につきましては、マイナンバーカードでの自動受付による資格の回線を整備するというものであります。なお、医科につきましてはもう回線が整っているものですから、歯科だけの回線工事というふうになります。

70ページに戻って本文を御覧ください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 79ページの今のマイナンバーでのオンラインということなのですが、いつから大蔵村は診療所としては運用する予定でしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 国のオンライン資格確認の導入につきましては、原則、来年の4月からということになっているのですけれども、歯科のほうにつきましては4月から導入でできるのですが、医科についてはレセプトのシステム全体が6月で更新、7月から更新するものですから、医科につきましては7月からのマイナンバーカードのこういうオンライン資格確認ができるという状態に整備したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 関連してなのですが、いろいろ報道を見ると混乱することもあるのですが、普通の保険証を使う場合とマイナンバーのほうを使った場合で、診療代金に差が出てくるという話なのですが、今のところどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療報酬につきましてですけれども、マイナンバーカードを使うと若干診療費が安くなるという状態になります。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第99号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第99号令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3

号) を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第99号令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に37万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,786万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 補正予算書の82ページをお開きください。

議第99号令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,786万3,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

88ページをお開きください。

2 嶸入

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料8万6,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金6万円。

2項国庫補助金1目調整交付金2万2,000円。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,000円。3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1万7,000円。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金8万1,000円。2目地域支援事業交付金2,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金3万7,000円。

2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,000円。2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）8,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金6万3,000円。

92ページをお開きください。

3 歳出

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 4目居宅介護福祉用具購入費30万円。

4款地域支援事業費 3項包括的支援事業・任意事業費 1目包括的支援事業費 7万円。

5款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 2目償還金9,000円。

82ページにお戻りください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第100号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議第100号令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第100号令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から400万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,750万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 96ページをお開きください。

議第100号令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,750万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

102ページをお開きください。

2 歳入

1款 1項後期高齢者医療保険料 1目特別徴収保険料50万円の減。2目普通徴収保険料350万円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

2款 1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金400万円の減。

96ページにお戻りください。

令和4年12月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第4回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前11時32分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員